

第111号

令和8年3月

生鮮EDI

- 条約改正の話「その後」(貿易と関税の話5)
- 【連載】(第4回)
食料システム法の施行と生鮮EDIの役割
- 食品等物流合理化緊急対策事業のご紹介
- 令和8年度
第1回理事会・通常総会のお知らせ
- 食品等持続的供給対策債務保証事業のご案内
- 食品等持続的供給対策事業のご案内



生鮮取引電子化推進協議会

「生鮮EDI」第111号 目次

	ページ
● 条約改正の話「その後」(貿易と関税の話5)	1
生鮮取引電子化推進協議会 事務局長 佐南谷 英龍	
● 【連載】(第4回)	
食料システム法の施行と生鮮EDIの役割	11
株式会社ジャスタコンサルティング 代表取締役 石田 健太 氏	
● 巻末コラム	20
生鮮取引電子化推進協議会 事務局 田中 成児	
● 食品等物流合理化緊急対策事業のご紹介	23
● 令和8年度 第1回理事会・通常総会のお知らせ	31
● 食品等持続的供給対策債務保証事業のご案内	32
● 食品等持続的供給対策事業のご案内	36
● 編集後記	

条約改正の話「その後」(貿易と関税の話5)

生鮮取引電子化推進協議会
事務局長 佐南谷 英龍

はじめに

前回まで、我が国の条約改正の苦難の歴史をご紹介しました。

安政元年(1854年)の日米和親条約にはじまる欧米諸国との不平等条約は、40年後の明治27年(1894年)に改正条約に調印し、その5年後の明治32年(1899年)に改正条約が発効しました。これにより協定税率は一部維持され関税自主権の完全回復には至らなかったものの、内地雑居を譲歩した代償として領事裁判権は撤廃され対等な条約となりました。さらにこの改正条約に12年間の期限を設定することに成功したので、条約発効後12年目に当たる明治44年(1911年)にさらに条約改正して関税自主権を回復し、57年という年月をかけた不平等条約の改正が完成しました。

この過程で、井上外務卿、大隈外務大臣、陸奥外務大臣、小村外務大臣をはじめとする歴代外務大臣が交渉にあたり、交渉失敗の責めを負って辞任した井上外務卿、改正条約に調印したにもかかわらず爆弾テロに遭遇して辞任に至った大隈外務大臣など、交渉は困難を極めました。

今回は、このような難産の条約改正を成し遂げた我が国が、中国を巡って欧米諸国と繰り返した貿易と関税をめぐる国際関係、「条約改正その後」についてご紹介いたします。

1. 清を巡る国際情勢

(1) 我が国が条約改正を達成した年1911年は、中国では辛亥革命が勃発した年に当たります。そして翌年1912年には清朝が滅び中華民国が成立します。しかし、この間の事態の展開は、中華民国が成立して清朝の後をスムーズに引き継いだという単純なものではありませんでした。この点については、後程触れることにしてまずは清朝の締結した不平等条約について整理してみます。

(2) ヨーロッパ諸国のアジア進出

帝国主義が極東に波及したのは19世紀前半です。その序章は15世紀末から16世紀の大航海時代です。ヨーロッパ諸国のアジアへの進出は、オスマン帝国により地中海貿易の利益が失われたため、ポルトガルがアフリカを東回りしてインドのゴア、中国マカオに到達、スペインは西回りしてアメリカを“発見”して、さらにはマゼランの世界一周でフィリピンにまで到達したことに始まります。17世紀に入って続いたのは、オランダです。スペインからの長い独立戦争を経てインドネシアのモルッカ諸島の香辛料貿易で巨利を博し、海上貿易の覇権国家として一時代を画しました。そのオランダから3次にわたる英蘭戦争でイギリスが

覇権を奪い、18世紀には産業革命を経てイギリスが世界の海上帝国として君臨しました。フランスもイギリスに相前後してインドや北米大陸に進出しイギリスと世界各地で植民地戦争を繰り広げました。

(3) アヘン戦争

中国との貿易では、イギリスは清から茶、絹、陶磁器などを輸入しましたが有力な輸出品目はありませんでした。このため貿易赤字による銀の流出を解消するため、イギリスからインドへ綿製品を輸出、インドからアヘンを清へ密輸するという「三角貿易」を始めました。ちなみにお茶は、紅茶に加工されてイギリスで愛好されましたが、上流階級の楽しみだけでなく、産業革命期の工場労働者にとっては豊富なカロリーとカフェインで短時間に栄養補給とリフレッシュを可能とするミルクティーのための生活必需品でした。当時のイギリスの製造業にとって茶と砂糖は今日の石油や半導体のような重要物資でした。

このような中、1840年に悪名高いアヘン戦争が清とイギリス間で戦われます。アヘンの密輸の取り締まりを受けたイギリス側が仕掛けたこの戦争は、その反道徳的な経緯からイギリス議会においても賛否が相半ばし最終的には271対262の僅差で議会で承認されたものでした。

改めて調べてみるとアヘン戦争は中国各地で2年間にわたって戦火を交えた大戦争でした。イギリスは、陸軍5,000人、インド陸軍約7,000人、海軍は8隻のフリゲート艦、14隻のスループ艦（小型の砲艦）を中心とした大艦隊を派遣しました。

イギリス軍は、海軍の機動性を駆使して以下の地図にあるように中国沿岸を広範囲にわたって攻略しました。詳細には触れませんが、イギリスは中国沿岸を南北に駆け回り、さらには海から河川を遡上し首都北京の目と鼻の先の天津を脅かし、大運河の起点となる鎮江を占領するなど清朝軍を圧倒し、南京条約を締結するに至るのです。なお、以下のアヘン戦争図は、英文ウィキペディアより借用したのですが、第1次アヘン戦争として1839年9月から1842年8月までの戦役となっているところ、本稿では我が国での慣用に従って1840年からの戦役としています。



アヘン戦争を主導した
パーマストン英外相



19世紀末イギリスの貧民宿（砂糖入り
紅茶を受け皿に移して飲んでいる）



清のジャンク船を砲撃する
イギリス軍艦（右）

アヘン戦争の展開概念図



主な戦闘の展開

- ①1840年6月：広州湾に来襲
- ②同7月：北上し杭州湾舟山島を占領
- ③同8月：さらに黄海、渤海、ハイ（海）川を経て天津沖へ（首都北京に迫る）
- ④1841年1月～5月：広東各地で交戦
- ⑤同8月：廈門襲撃
- ⑥同10月：鎮海襲撃
- ⑦1842年3月：寧波襲撃
- ⑧同7月：長江を遡上し鎮江（南京近郊の大運河の起点）占領

（英文ウィキペディアより）

(4) 南京条約の締結

清朝は各地で敗れ、大運河の起点鎮江をイギリスに占領されたことから和平に応じ1842年8月に南京条約、翌1843年これを補完する虎門寨追加条約が締結されました。この2条約は清朝、中国初の不平等条約であり以後欧米諸国と同様の不平等条約を結び、20世紀半ばにまで及ぶ禍根を残すことになりました。敗戦後の講和条約という性質上、香港島の割譲、賠償金の支払いが含まれていますが、貿易関係の規定内容は、徳川幕府が欧米諸国と締結した不平等条約と概ね同様のものとなっています。

シンガポール、インドといった前進拠点を持つとはいえ、イギリスが本国から遠く離れた極東の地で局地戦ではなくこれだけ広い戦線で軍事作戦を展開できたことに驚かされます。ペリー来航がその13年後ですので、イギリスと戦争となったなら江戸、大阪、京都、福岡などに戦火が及んだことと思われます。徳川幕府の彼我の軍事力の優劣など大局を見た交渉に感謝する必要があるかもしれません。

アヘン戦争の敗戦により、清の半植民地化が急速に進展

- 南京条約（対英）（1842年）アヘン戦争の講和条約
 - ・ 香港の割譲
 - ・ 5港（上海、広州、寧波、福州、厦門）の開港
 - ・ 多額の賠償金の支払
- 虎門寨追加条約（対英）（1843年）（南京条約の補完条約）
 - ・ 領事裁判権（治外法権）の承認
 - ・ 関税自主権の喪失（協定関税制）
 - ・ 片務的な最恵国待遇
 - ・ 開港場5港での土地租借、家屋の建築・賃貸の許可（租界の始まり）
 - ・ 開港場への軍艦配置

米・仏両国とも同様の不平等条約を締結

- 望厦条約（対米）（1844年）イギリスと同等の特権を明文化
 - 黄埔条約（対仏）（1844年）イギリスと同等の特権を明文化
- 教会建設、カトリック布教などの公認

(5) アロー戦争（第2次アヘン戦争）

南京条約・虎門寨追加条約で大きな権益を獲得したとはいえ、期待通りに貿易利益をあげられなかったイギリスは貿易条件のさらなる強化の機会を窺います。このような中、1856年、広州の珠江に停泊中のイギリス船籍の香港船アロー号に清の官憲が乗り込み、中国人船員を海賊容疑で逮捕した際、真偽のほどは確かではないのですがイギリス国旗が引き下ろされるとイギリスが抗議し、その後の交渉が決裂してアロー戦争（第二次アヘン戦争）が勃発しました。フランスも同年、広西省でのフランス人宣教師殺害を理由に共同出兵しました。紙数の関係で戦争の具体的展開には立ち入りませんが、1860年には英仏軍により北京が占領されるに至りました。この結果、結ばれた天津条約ではさらに不平等性が強化されたのです。

ここに至って我が国の安政の不平等条約でも認めなかった内地旅行、内地雑居の権利を欧米諸国に認めることになったのです。

中でも内地でのキリスト教布教を公認し、キリスト教宣教師に内地雑居を認めたことにより、一方では宣教師団が中国人の様々な対立に巻き込まれたり、欧州列強の勢力を背景に高圧的と受け取られたりと次第に排外感情が高まり、のちの義和団事件（北清事変）につながっていきます。他方、キリスト教布教団の活動を通じて、米国などでは中国に対する親近感が醸成され日本に冷淡で中国に融和的な米国世論の形成に影響したとの見方もあります。

アロー戦争の結果締結された不平等条約

- 天津条約（対英・仏・米・露）（1858年）。
 - ・ 外国公使の北京駐在
 - ・ 内地旅行の解禁：観光、通商目的の国内旅行を解禁
 - ・ キリスト教布教の公認：内地旅行に加えて内地雑居（内地での定住、不動産取得等）をキリスト教宣教師に解禁
 - ・ 6港、4都市の追加開港護：漢口、鎮江、台南、南京ほか
- 北京条約（対英・仏）（1860年）
 - ・ 賠償金の増額
 - ・ 九竜半島南部の割譲（対英）
 - ・ 天津の開港：天津は首都北京の外港
 - ・ キリスト教布教の完全自由化
- 北京条約（対露）（1860年）
 - ・ 沿海州の割譲

(6) ワシントン会議までの展開

次に、アロー戦争以降の展開を駆け足で追ってみましょう。

1921年のワシントン会議までに大事件が続発して、中国を巡る国際環境が大きく変化してきたことが見て取れると思います。

帝国主義国家としての日本の勃興、日本とロシアとの衝突による日露戦争とロシアの脅威の緩和、第1次世界大戦によるヨーロッパ帝国主義諸国の衰退、ロシアの崩壊と共産主義国家の誕生、米国の台頭と理想主義外交へのシフト、清朝から中華民国への革命など目まぐるしい大変化が展開しました。

第1次世界大戦に至る展開

- 1884年 清仏戦争：フランスがベトナムを保護国化
- 1894年 日清戦争 / 1895年 下関条約 / 三国干渉
- 1896年 日清通商航海条約
日清通商航海条約は、清にとっての不平等条約（治外法権、関税自主権の喪失、片務的最恵国待遇）。日本は欧米列強と同様の特権を清に対して獲得。
- 1898年 膠州湾租借（独）、旅順・大連租借（露）、九龍半島北部、威海衛租借（英）、広州湾租借（仏）
- 1899年 門戸開放宣言（米）
- 1900年 義和団事件（北清事変） / 領土保全宣言（米）
- 1901年 北京議定書 賠償金、軍隊駐留権の承認
- 1902年 日英同盟

- 1904年 日露戦争
- 1911年 辛亥革命 / 関税自主権の完全回復（日）
- 1912年 中華民国成立
- 1914年 第1次世界大戦勃発/日本参戦、青島占領
満州におけるロシアの脅威が消滅。欧米諸国の関心はヨーロッパに集中し、
極東は空白地帯になる。
- 1915年 21か条要求（日）
極東の空白地帯化を奇禍とし帝国主義的野心をむき出しにした拙劣な要求。
後に大きな禍根。
- 1917年 ロシア革命 / 孫文 広東政府を樹立
ロシアの脅威が極東から完全に消滅。
- 1918年 ウィルソン14か条の平和原則 / ドイツ降伏
- 1919年 ベルサイユ条約 / コミンテルンの創設

2. 第1次世界大戦後の新秩序の構築

－1919年 パリ講和会議・ベルサイユ条約調印－

- (1) 第1次大戦による国際環境の大変化を受け、新秩序の構築のためパリで講和会議が開かれ敗戦国ドイツと連合国の間でベルサイユ条約が調印されました。世界を見渡すとこの時点ではロシア帝国、オーストリア＝ハンガリー帝国、ドイツ帝国、清朝が崩壊しオスマン帝国も命脈が尽きようとしていました。また、英国、フランスは総力戦で疲弊、多額の債務を抱え財政破綻状態となり、イギリスに代わり新たな覇権国家として米国が台頭しました。また、ロシアの脅威が消滅し極東における日本の存在感が急速に高まりました。
- (2) このような中、ヨーロッパにおける新秩序の構築は、ドイツの賠償問題とドイツの復讐に備えた安全保障体制の確立が主要なテーマとなりました。特にドイツを恐れるフランスにどのような保証を与えるかが課題でした。
- (3) 一方、極東ではロシアが崩壊した後、日本が地域の有力なパワーとなり、同時に戦勝国の中国に関する諸問題の解決、いわゆる中国問題も含め、極東の戦後秩序をどのように構築するかが課題となりました。特に、極東地域に新たに勢力を伸ばしてきた米国が日本を警戒し日英同盟の破棄を強く求めました。また中国は、国際連盟が設立され民族自決の機運が高まる中、急速にナショナリズムの意識が強まり不平等条約の是正の動きが急速に強まりました。
- (4) このような状況の下で、極東アジア、北太平洋の第1次世界大戦の戦後秩序の構築についてワシントン会議で協議することになったのです。



左からロイド・ジョージ（英）、
オルランド（伊）、
クレマンソー（仏）、
ウィルソン（米）



第1次世界大戦中に
地中海に派遣された巡洋艦「明石」



国際連盟本部
（スイス：ジュネーブ）

3. ワシントン会議による戦後体制の構築

(1) まず、具体的にワシントン会議の成果をご紹介します。ワシントン会議というと海軍の軍縮交渉が頭に浮かびます。米：英：日：仏：伊の主力艦の比率を、5：5：3：1.67：1.67とすることで最終的に決着し、日本国内では海軍と内閣との間で大きな軋轢を生じたとの印象が強い会議です。

(2) ワシントン会議の狙いと成果

しかし、ワシントン会議はこれに留まらず広範な交渉分野で7本の条約、12本の決議が合意された一大交渉会議でした。しかも、その後の日本の針路を方向付ける包括的な合意が2021年11月から翌年2月にかけて、わずか3か月でなされたのです。

以下の表に整理しましたが、ワシントン会議の大きなテーマは、3点に集約されます。海軍軍縮、太平洋の安全保障、そして中国問題です。

海軍軍縮のポイントは、第1次世界大戦で財政破綻状態となった英、仏などはもちろん、米国も軍事費負担を軽減したい一方で、新興の帝国主義国家日本との軍事バランスをどのように維持するかでした。その隠れた主題は日英同盟の廃棄でもありました。

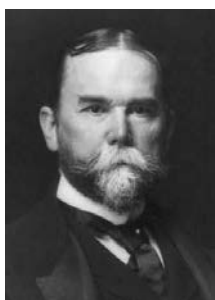
中国問題のポイントは、不平等条約の解消をいかに秩序だてて進めていくかでした。

海軍軍縮に関する条約・決議	
海軍軍縮条約(五カ国条約)(日米英仏伊)	主力艦比率 米5：英5：日3
潜水艦・毒ガス使用制限条約	
軍備制限に関する将来の協議に関する決議	
太平洋の安全保障に関する条約・決議	
四カ国条約（日米英仏）	太平洋諸島の領土・権利の保全
日英同盟廃止	

電気通信に関する条約(ヤップ島問題等)	
太平洋における電気通信に関する決議	
中国問題に関する条約・決議	
九カ国条約(中と日米英仏伊蘭白葡)	中国の主権尊重、領土保全、門戸開放・機会均等
中国関税率に関する条約(上記9カ国)	関税自主権
山東懸案解決に関する条約(日中)	山東省の旧独権益を中国に返還
治外法権に関する決議 関税会議の開催に関する決議 鉄道に関する決議 司法制度改革に関する決議 外国郵便局の撤廃に関する決議 外国軍隊の撤退に関する決議 無線電信局に関する決議 武装兵力の削減に関する決議 秘密情報の開示に関する決議 各種委員会の構成に関する決議	



ワシントン会議



ジョン・ヘイ
米國務長官



日本全権大使。
左から幣原喜重郎・加藤友三郎・
徳川家達

(3) 米国の外交政策の方針転換

米国の外交政策には、昨今の状況をみるまでもなく、理想主義と現実主義の入り混じった大きなうねりがあります。

米国は、イギリスがアヘン戦争により南京条約で獲得した治外法権、協定税率などと同様の条件を1844年に望厦条約で獲得しています。1846年の米墨戦争によりカリフォルニアなどを獲得、そして1853年にはペリーの浦賀来航、翌年には日米和親条約を締結しています。

1956年には、「肥料の話」でご紹介した「グアノ島法」を制定し、米国民が他国の主権が及んでおらず、他国民の占有していない島嶼にグアノ(海鳥の糞が堆積した高価な肥料原料)を発見した場合、その島嶼は米国に属する、その権益の保護のため武力行使もできると定め、太平洋やカリブ海の100以上の島嶼が米国の領有下におかれました。

1993年には、米国系企業の影響下にハワイ王国のクーデターが発生、1898年には米国に

併合されました。寄り道になりますが、米国の圧迫のもと自国の存続を危惧したハワイ王室は日本の皇室との縁組を模索したが日本側の外交的配慮により成就しなかったとのエピソードがあります。同じく1898年には米西戦争によりフィリピンを獲得しました。当初はフィリピン独立派に独立を約束して戦争協力させていましたが、戦勝後はフィリピンの独立を認めず1899年から米比戦争（～1902年）に突入、独立派を制圧しました。

(4) 門戸開放宣言と領土保全宣言

ところが、このような帝国主義的拡大をしながら、米国の理想主義的な対中基本政策である中国の門戸開放宣言（1899年）、領土保全宣言（1900年）がこのタイミングで発出されているのです。

これはひとえに米国国内政治の産物でした。1899年の米比戦争に反対する反帝国主義同盟が米国内で結成され、米国議会で激論が戦わされました。1900年の大統領選挙、連邦議会選挙に向けて米比戦争が争点となる中、1899年にヘイ国務長官が中国に関する門戸開放という理想主義的な宣言を各国に通知して対抗したのです。

この宣言は、英・独・露・仏・伊・日の6か国に発出され各国の同意を求めましたが、丁重に実質上拒否されています。しかし、ヘイ国務長官は各国から同意があったと国内的には強弁しました。

さらに、1900年に義和団事件（北清事変）が発生、日・英・米・仏・露・独・奥・伊の8か国連合軍との戦争となりましたが、このような中で領土保全宣言を7月に発出します。この宣言は、いうまでもなく非現実的なものであり、米国もその辺のところは承知の上と考えられます。

これらは、米国が国内政治の矛盾、対立を国際政治場裏につけを回すというよくあるケースの一つといえるかもしれません。その証拠ではありませんが、大統領選挙が終わった12月、米政権内部で中国における権益獲得競争に参画するとの方向転換があり、マッキンリー大統領、ヘイ国務長官も承知の上で米海軍の海軍基地として福建省の三沙湾を要求しています。しかし、清と福建省の不割譲条約を締結している日本が領土保全宣言を援用して反対、清も領土保全宣言に反するとして拒絶されたため、断念に至っています。結果的に米国は中国に対しては理想主義的な国家としてのイメージを維持して今日に至っています。

(5) さて、前置きが長くなりましたが、ワシントン会議の当時の中国を巡る日本の立ち位置を再確認してみましょう。

- ① 欧米各国との不平等条約は撤廃され帝国主義諸国の一角を占める。
- ② 日清戦争、日露戦争の結果、清に対し欧米諸国と同様の不平等条約を締結。
遼東半島租借権、南満洲鉄道を獲得
- ③ 第1次世界大戦に参戦し、膠州湾青島、赤道以北のドイツ領南洋諸島を占領
- ④ 1915年 21か条要求を清に提示。清、列強の批判を受け要求を一部取り下げて強要。

清の国民的反発を招いた愚策として後世に禍根。

⑤1919年 ベルサイユ条約 膠州湾租借地・山東省権益の獲得、赤道以北の南洋諸島の信託委任統治

⑥1921年 第3次日英同盟の期限到来。

(6) 関税に関する交渉からみていきましょう。

中国関税率に関する条約は九カ国条約（中と日米英仏伊蘭白葡）と同じ締結国により結ばれています。この条約の第1条では、以下のように中国の輸入関税率を実質的に5%の従価税と同等となるように改定することに合意しました。また、第2条および第3条で、リキン（厘金：中国の一種の国内関税）の廃止と2.5%（奢侈品には5%）の付加税の賦課を認めるための特別会議の招集について規定していました。つまり、中国に関税自主権を認めるものではありませんが、輸入関税を5%とすること、付加税2.5%（5%）を賦課することに原則的に合意し、具体的な税率適用に関しては速やかに検討して合意を得る形になっていました。関税等の技術的な特質から具体的な規定を専門家が後日決定していくということはそれなりに理由のあることだったと思います。ここから中国の関税を巡って、さまざまな国、人物がからんで複雑な展開となっていくこととなります。

Article 1

The representatives of the Contracting Powers having adopted, on the fourth day of February, 1922, in the City of Washington, a Resolution, which is appended as an Annex to this Article, with respect to the revision of Chinese Customs duties, for the purpose of making such duties equivalent to an effective 5 per centum ad valorem, in accordance with existing treaties concluded by China with other nations, the Contracting Powers hereby confirm the said Resolution and undertake to accept the tariff rates fixed as a result of such revision. The said tariff rates shall become effective as soon as possible but not earlier than two months after publication thereof.

結び

日本の条約改正につづいて、清の条約改正についてご紹介しようと、清の不平等条約締結の経緯、極東アジアや世界の大きな情勢変化等について駆け足で触れてきました。日本の条約改正の背景には、イギリスとロシアの世界各地でのグレートゲームと呼ばれる対立によりイギリスが日本に対して融和的になったことがありましたが、清の条約改正については実に様々な要素が絡み合っ一筋縄ではいきません。

紙数も尽きたので、今回はここでいったん筆をおいて、次回に関税を巡る交渉の展開を中心としてワシントン会議の成果、換言すればワシントン体制がどのように推移したかご紹介したいと思います。

食料システム法の施行と生鮮EDIの役割

株式会社ジャスタコンサルティング
代表取締役 石田 健太

1. 食料システム法の施行が迫る

生鮮EDIの現状と未来を探ってきた本連載も、今回でいよいよ最終回を迎えます。前回は、電子帳簿保存法の改正など、生鮮流通の現場におけるデジタル化を後押しする直近の法的な動向と、それに伴うEDI導入の有用性について解説しました。

今回はその法改正のテーマを引き継ぎ、今後の生鮮流通業界のビジネスモデルや経営環境そのものに大きな影響を与える新たな制度を取り上げます。それが、令和8年（2026年）4月に施行が迫る「食料システム法」（正式名称：食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律）をはじめとする一連の制度改革です。本誌発行元の名称変更で既に読者の皆様にはお馴染みであるかと存じますが、同法の施行に基づく生鮮EDIの役割を紐解いていきたいと思えます。

本稿では、食料システム法が求める「合理的な価格形成」が業界にどのような影響を与えるのかを整理し、これからの時代を生き抜く鍵となる「管理会計」への転換について考えていきます。単なる業務ツールを超え、経営戦略の基盤として生鮮EDIをどう位置づけるべきか、本連載の総まとめとして解説します。

2. 食料システム法の概要

令和8年（2026年）4月の施行が迫る「食料システム法」ですが、なぜ今、このような法律が必要とされているのでしょうか。まず、食料システム法制定の経緯を簡単に追ってみたいと思います。

2018年には食品流通合理化法や改正卸売市場法が施行され、「自主的な競争力」と「流通コストの削減（合理化）」が推進されました。しかし、その後から2023年にかけて、新型コロナウイルスや気候変動など、サプライチェーンの寸断を招く脅威が次々と発生しました。こうした未曾有の事態を経て、生産から流通、消費に至るサプライチェーンを、個々の機能の単なる集合体ではなく、全体が連動する一つの「システム」として捉え直す必要性が強く認識されるようになりました。2024年8月に発生した、いわゆる「令和のコメ騒動」は、まさにサプライチェーンの寸断が消費者の目前で顕在化した事例であり、我々卸流通の存在意義そのものが社会から問われる事態となりました。こうした流れを受け、2024年6月には「食料・農業・農村基本法」が改正され、持続可能な食料供給の要として「合理的な価格形成」が極めて重要視さ

れるに至ったのです。

では、食料システム法は具体的にどのような姿を目指しているのでしょうか。現在、農業や食品産業は、原材料価格の高騰や急速な円安の進行などにより、事業環境が急激に悪化するという課題に直面しています。この難局を乗り越えるための基本的な考え方が、食品の生産から消費までの各段階の関係者（農林漁業者、食品製造業者、食品流通業者、食品小売業者等、そして消費者）が協調することです。生産性や付加価値の向上を図りつつ、多様な商品・サービスを提供し、生産・流通段階への理解を得ることで、「持続可能な食料システム」を実現することが法の目指すべき姿として描かれています。

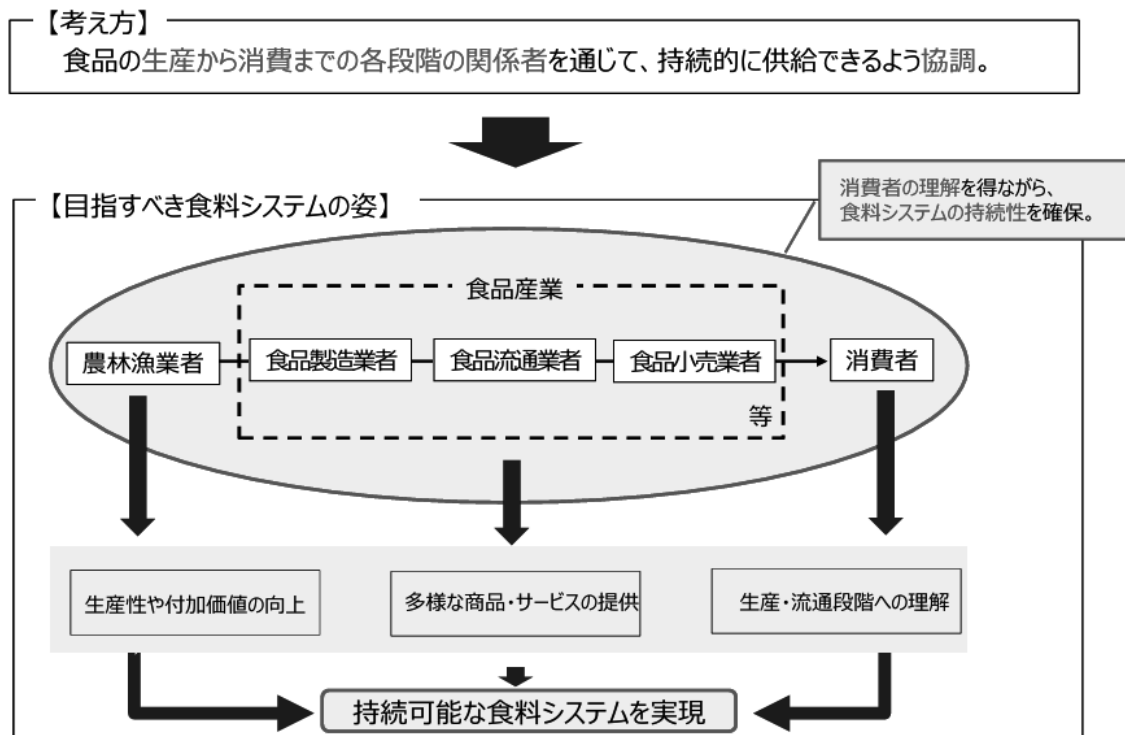


図1 食料システム法の概要

(出所：農林水産省「食料の持続的な供給のための法案について」)

ここで重要になるのが、「合理的な費用を考慮した価格形成」と「持続的な食料システムの確立」の一体的な検討です。価格形成に関する議論において求められているのは、単にコスト上昇分を価格に転嫁して押し付けることだけではありません。国産原材料の活用や、有機農産物等を通じた環境負荷の抑制等により、食品の付加価値の向上を併せて促進することが強く要望されています。そのためには、まずコストを正確に把握・明確化した上で、そのコストを考慮した取引を実施する必要があります。同時に、農林漁業者との安定的な取引関係の確立や流通の合理化、消費者の選択への寄与といった取組を通じて、消費者の理解を得ながら持続的な供給を実現していくという両輪の構えとなっているのです。

- 合理的な費用を考慮した価格形成に関する議論では、単にコスト上昇による価格転嫁を促すばかりでなく、**国産原材料の活用**や、有機農産物等を通じた**環境負荷の抑制等**により、**付加価値の向上**を併せて促進することを求める声。
- このため、**合理的な費用を考慮した価格形成と、持続的な食料システムの確立を一体**の取組として併せて検討。

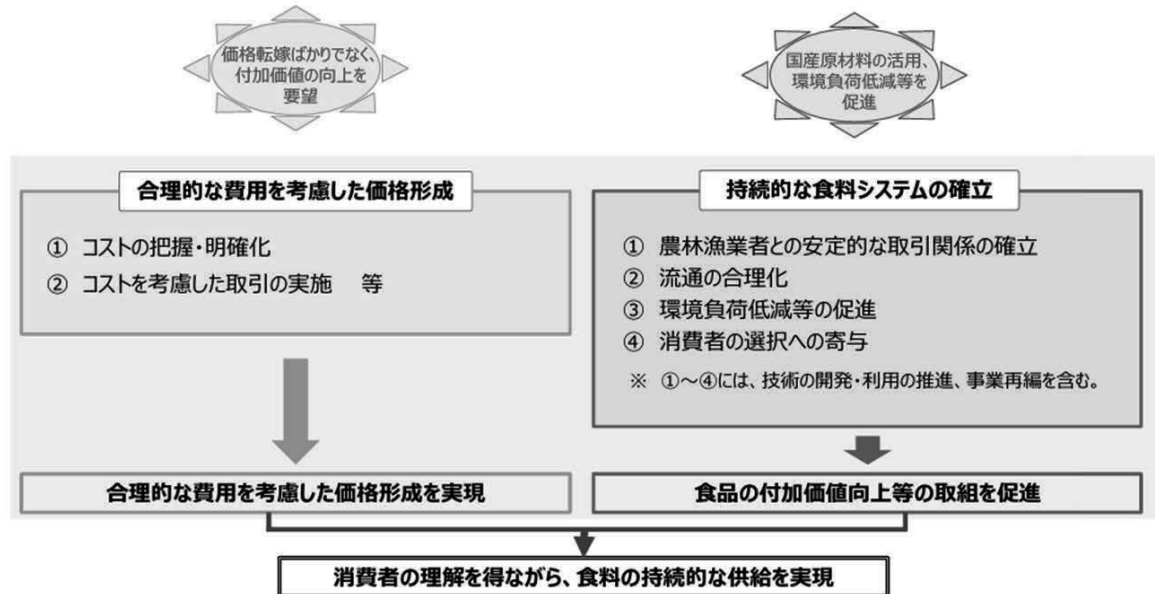


図2 合理的な費用を考慮した価格形成と持続的な食料システムの確立の一体的な検討
(出所：農林水産省「食料の持続的な供給のための法案について」)

理念だけでなく、実効性を持たせるための「規制的措置」が導入される点も、本法制の大きな特徴です。もちろん、最終的な取引条件は当事者間で決定するという自由主義の前提は維持されます。しかしその上で、飲食料品等事業者等に対して明確な「努力義務」が課されることとなります。具体的には、売り手から持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出があった場合、買い手は「誠実に協議」しなければなりません。また、商慣習の見直し等、持続的な供給に資する取組の提案があった場合には、その「検討・協力」を行うことが求められます。

さらに、農林水産大臣は、この努力義務に対応した「行動規範(判断基準)」を省令で明確化し、取引実態調査を行います。もし、協議申出に一切応じなかったり、一方的な非協力を貫くなど、判断基準に照らして取組が不十分であるとみなされた場合、行政から「指導・助言」が行われます。それでも改善が見られない場合は「勧告・公表」へと進み、最終的には「公正取引委員会への通知」が行われるという強力な仕組みが構築されています。なお、勧告に必要な限度において、罰則を伴う報告徴収や立入検査が実施される可能性もあります。

このように、食料システム法は単なるスローガンではなく、商取引の現場に直接的な行動変容を迫る具体的な効力を持った制度改革となることを目指しています。

規制的措置（全体像）

- 最終的な取引条件は当事者間で決定という自由主義の前提を維持した上で、飲食料品等事業者等の「努力義務」を明確化。
 - ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出があった場合、誠実に協議
 - ② 商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力
- 農林水産大臣が、努力義務に対応した「行動規範」（判断基準）を省令で明確化。取組が不十分な場合等は、指導・勧告等。

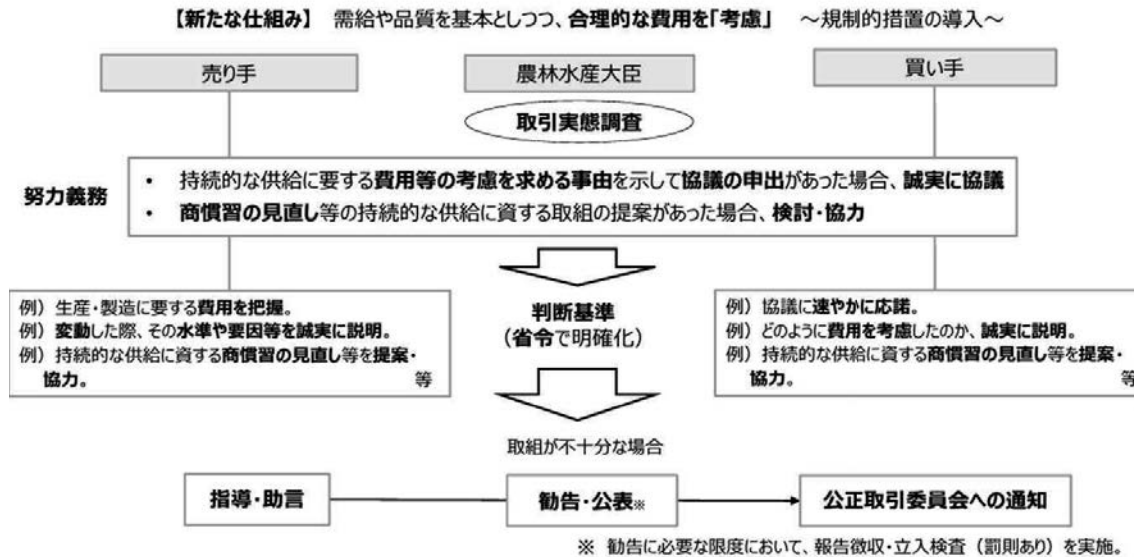


図3 規制的措置（全体像）

（出所：農林水産省「食料の持続的な供給のための法案について」）

3. 食料システム法による懸念

食料システム法が掲げる「合理的な費用を考慮した価格形成」という理念は、持続可能な食料供給の観点から見れば非常に正当であり、サプライチェーン全体の健全化に向けた大きな一歩です。しかし、生鮮流通の現場、特に市場流通を担う卸売業者や仲卸業者にとって、この法制度は手放しで歓迎できるものではなく、今後の事業存続を根本から揺るがしかねない重大なリスク、すなわち「懸念」を孕んでいます。

最大の懸念は、これまでブラックボックス化しがちだった流通コストが「コスト指標」として完全に白日の下に晒される点にあります。同法の枠組みでは、まず農林水産大臣が特定の品目を指定し、認定された団体が公的統計や追加調査などのデータを基に、関係者の合意形成を図りながら「流通コスト指標」を作成します。そして卸売市場においては、開設者がこの指定品目やコスト指標等を公表し、卸売業者や仲卸業者はその公表された費用を明示し、費用に対する見解を説明した上で取引を行うことが求められるようになります。

この「流通プロセスの透明化」がもたらす第一の脅威は、地域間や事業者間における「流通価格の優劣」が、客観的なデータとして比較・評価されてしまうことです。全国共通の物差しであるコスト指標が示されることで、「なぜA地域の市場を経由するとコストが安いのに、B地域を経由すると高いのか」という構造的な非効率性が浮き彫りになります。これは極端に言え

ば、「地元の地方市場で仕入れるより、少し離れた中央市場で仕入れた方が安い」という、コストのみを切り取った表面的なメッセージとして受け取られかねない危うさを持っています。単に「これまで通りのやり方」を続けていけば、非効率な流通を行っている地域や事業者のコスト高がデータとして露呈し、荷主や小売業者から容赦なく選別され、市場から淘汰されるリスクに直面します。

さらに深刻なのが、第二の脅威である「利益創出の制限」と「中抜き批判」のリスクです。コスト指標が明確化されるということは、裏を返せば「適正な流通経費の枠組み」が国や指標作成団体によって実質的に定義されてしまうことを意味します。もし卸会社や仲卸業者が、自社の創意工夫によって物流を効率化したり、新たな付加価値を提供したりして「コスト指標を超えた高い利益」を出そうとした場合、取引先や社会から「不当に利益を搾取している」「例外なく中抜きをしている」と見なされてしまう脅威があるのです。

もちろん、農林水産省もこうした事態を望んでいるわけではありません。同法の枠組みのなかで「消費者の理解を得ながら」食品の付加価値向上や生産・流通段階への理解を醸成し、中抜き等の批判を回避する旨を掲げています。しかし、長引く物価高騰で生活防衛意識が高まるなか、一般消費者に対して「流通業者の適正なマージン」への理解をどこまで浸透させられるかについては、率直に言って過度な期待はできないでしょう。

本来、流通業者は需給調整のリスクを負い、販売先を開拓することで利益を得るビジネスモデルです。しかし、売り手からの価格交渉を拒絶したり、コストを著しく下回る価格での納入を一方的に求めたりすることが「不十分な取組」として指導や勧告の対象となる一方で、中間流通業者としての正当な利益追求までもが「不透明なマージン」として牽制されかねない危うさを、この制度は内包しています。

つまり、食料システム法が施行される令和8年度以降の生鮮流通業者は、「可視化されたコスト指標の範囲内で、いかに生き残るか」という過酷な耐久戦を強いられる可能性が高いのです。どんぶり勘定での利益管理や、相場変動に依存した従来の商売のやり方はもはや通用しません。コスト指標というガラス張りの環境下で、社会の要請に応えつつ、自社の利益をしっかりと守り、生み出していくための新たな防衛策の構築が急務となります。

小コラム

本編にて「農林水産省は消費者理解の醸成を図るとしているが、過度な期待は出来ない」という内容を記したが、この点について本論のテーマからは少し外れるものの、あえて別枠として補足しておきたい。

記憶に新しい「令和のコメ騒動」では、当時の内閣・大臣から「コメ価格は3,000円台が望ましい」といった特定の価格水準への言及や、需給調整のなかで利益を確保した米穀卸企業をあたかも問題視するような発言が相次いだ。これらは、まさに消費者の「不当な中抜き」という誤解を助長するものである。

食料システム法は、コスト上昇を踏まえた適正な価格転嫁と、持続可能な流通網の維持

を目指しているはずだ。にもかかわらず、政治トップが相場や流通マージンを悪者扱いするような発言を繰り返し、それを所管官庁である農林水産省が明確に訂正しない態度は、理念と行動が完全に矛盾していると言わざるを得ない。

国が本気で流通の合理化と消費者理解を求めるのであれば、現場で需給調整の責任を負う流通業者を安易な批判の的にするのではなく、まずは政府全体で「流通経費と適正利益の必要性」について発信の整合性を図るべきではないだろうか。その姿勢が見えないからこそ、筆者は「農林水産省は消費者理解の醸成を図るとしているが、過度な期待は出来ない」と記しているのである。

4. 鍵となる「管理会計」

前章で述べた流通コストの可視化に伴う「地理的な優劣の露呈」や、コスト指標を超えた利益に対する「中抜き批判」の脅威。法制度というガラス張りの環境下で、これらを乗り越え、自社を正当に評価させ生き残るための最大の防衛策となるのが、「管理会計」の徹底です。

本稿をお読みの皆様には釈迦に説法かと存じますが、ここで改めて管理会計の役割を確認させてください。税務署や株主といった外部に向けた過去の正確な記録である「財務会計」に対し、「管理会計」は経営者や現場責任者が内部で事業の意思決定を行うためのツールです。会社全体の総売上・総利益という大きなくくりではなく、部門別、品目別、取引先別、あるいは事業モデル別といった細かい単位で収益と原価を精緻に把握し、「どこで適正な利益が出ていて、どこで構造的な損をしているのか」を可視化します。

複数業態を展開されている企業であれば、すでに部門や業態ごとに会計を分けて管理されていることでしょう。しかし、食料システム法によって流通経費が「コスト指標」として公表されるこれからの時代においては、単なる大枠の部門別管理だけでは不十分となりかねません。今後は「生鮮食品流通」という一つの事業の枠組みの中であっても、さらに細分化して収益と原価を管理することが求められるのです。

なぜなら、生鮮流通の事業全体がひとくくりのブラックボックスのままでは、仮に日々の企業努力や独自の加工・物流サービスによって正当に高い利益を生み出していたとしても、外部からは単なる「コスト指標を上回る不透明なマージン」と誤認されてしまうリスクがあるからです。

そこで急務となるのが、「生鮮流通」をひとまとめにするのではなく、目的の異なる2つの領域に明確に切り出して管理・評価するアプローチです。

① 安く安定供給を行う事業（ベースロード領域）

徹底したコスト削減と物流効率化を追求し、薄利であっても確実に品物を流すことで、安定的な供給と収益基盤を確保する部門です。ここでは、法が求める「合理的な費用を考慮した価格形成」という社会的な要請に真正面から応え、無駄を削ぎ落とした透明性の高い流通プロセスを構築します。

② 付加価値を出し利益を創出する事業（バリューアップ領域）

特定のブランド食材の調達や、歩留まりを向上させる高度な加工機能、独自のコールドチェーン網による鮮度保持など、他社には真似できない機能を提供し、相場に左右されない高い利益を創出する部門です。顧客が納得して対価を払う「付加価値」を源泉として利益を生み出します。

この2つの事業領域は、求められるKPI（重要業績評価指標）も、許容されるコスト構造も全く異なります。これらが社内で混然一体となっていると、外部から見た時に「ただのコスト高な業者」あるいは「暴利を貪る業者」と誤解されかねません。「安く安定供給を行う」領域と「付加価値を出し利益を創出する」領域を明確に切り出すことで、コスト指標の明確化という社会の要請に応えつつ、企業として不可欠な利益をしっかりと守り、生み出していく環境整備が可能になるのです。

コスト可視化時代を生き抜く「管理会計」による事業領域の明確化

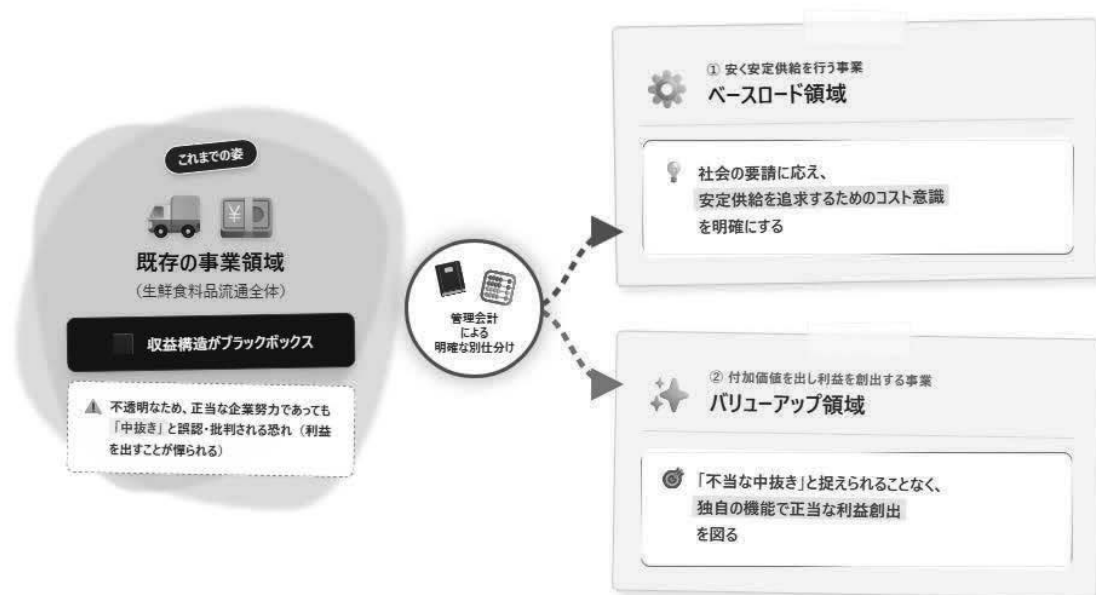


図4 管理会計による領域区別化のイメージ

(出所：株式会社ジャスタコンサルティング作成)

しかし、このような複雑かつ精緻な事業管理を、紙の伝票やFAX、手入力のエクセルといった旧態依然としたアナログな手法で行うことは到底不可能です。膨大な取引データを日々の業務の中で瞬時に振り分け、多角的に分析するための強力な「経営インフラ」が必要となります。それこそが、本連載のメインテーマである「生鮮EDI」が担うべき、新たな次元の役割なのです。

5. 生鮮EDIの役割

前章で述べた通り、自社の「生鮮食料品流通」という単一の事業領域の中であっても、それを「安定的・合理的な流通」と「付加価値・高収益の流通」に細分化し、それぞれの収益性とコストを精緻に把握する管理会計の実践は、これからの時代を生き抜く必須条件です。

しかし、生鮮流通の現場で日々発生する膨大な取引データを、これまでのような紙の伝票やFAX、あるいは担当者の手入力によるエクセル作業で処理・分析しようとするれば、あっという間に限界を迎えます。管理のための管理コストが増大し、本来注力すべき営業活動や企画業務を圧迫してしまえば、本末転倒な結果を招きかねません。

生鮮食料品流通における管理会計が極めて難しい理由は、その変数の多さにあります。同じ「大根」や「マグロ」を扱うにしても、産地、等級、サイズといった商品特性はもちろんのこと、どの生産者から仕入れ、どのような加工を施し、どの物流ルートを通して、どの業態のどの店舗へ納品されるのか。これらの組み合わせによって、発生する「流通経費」と生み出される「付加価値」は全く異なります。事業モデルごとにこれらを正しく仕分けし、真の損益をリアルタイムに把握するためには、取引の発生源である「受発注」や「入出荷」の段階から、すべての情報がデジタルデータとして正確に記録されていなければならないのです。

ここで、本連載のテーマである「生鮮EDI」が、その真価を発揮します。これまでEDI導入の主な目的といえば、「電話やFAXによる聞き間違いの防止」や「データ入力作業の削減」といった、現場の業務効率化（省力化）に主眼が置かれてきました。もちろんそれ自体も重要な効果ですが、食料システム法時代においてEDIが担うべき役割は、さらに一段高い次元へとシフトします。すなわち、生鮮EDIは単なる業務効率化ツールから、「経営の意思決定に必要なデータをリアルタイムに抽出し、精緻な管理会計を実現するためのデータ基盤（インフラ）」へと進化するのです。

特に、業界標準仕様（流通BMSなど）に基づいた生鮮EDIの活用は極めて重要です。取引先ごとにバラバラのデータ形式や個別システムで運用しているのは、社内のシステム（ERPや会計ソフト）で統合的に分析する際に膨大な変換作業が生じます。標準化されたEDIを通じて、川上から川下までの一連の取引データがシームレスに社内システムへ連携されることで初めて、経営陣は「ベースロード事業の物流コスト推移」や「バリューアップ事業の利益率」をダッシュボードで瞬時に確認し、機動的な経営判断を下すことが可能になります。

さらに言えば、EDIを通じて蓄積された正確なデータは、取引先との厳しい価格交渉においても強力な後ろ盾となります。食料システム法では、買い手（小売等）に対して、売り手（卸等）からのコスト上昇に伴う協議申出に誠実に応じることが求められます。この際、「なんとなくコストが上がっているから値上げしてほしい」という要求は通用しません。EDIから抽出された客観的なデータに基づき、「この物流ルート・この納品条件では、これだけの流通経費がかかっている」と論理的に提示できなければ、適正な価格転嫁の交渉すら土俵に上がれないのです。

コスト指標が白日の下に晒され、社会から「合理的な価格形成」への協力と「不透明なマー

ジンの排除」が厳しく問われる令和8年度以降のビジネス環境。その中で、自社の流通機能の正当性を数字で証明し、胸を張って適正な利益を確保していくためには、自社を守るための「精緻なデータ」という理論武装が不可欠です。生鮮EDIは、法改正という荒波の中で生鮮流通業者が自らの身を守り、そして新たな成長を描くための「最強の武器」であり「盾」となるのです。

6. 連載の終わりによせて

全4回、都合1年間の連載を担当させて頂きました。独立からまもなく1年が経とうかというタイミングで本連載の話を頂いたのですが、筆者は（第2回で取り上げたように）商品コードに関する支援の経験があった為、土地勘はありつつも生鮮EDIに関する業界内での経緯や議論、課題について深い理解や洞察があったわけではありません。それでも担当するにあたって筆者なりの観点から生鮮EDIに対して向き合ってみたものです。

日本の生鮮食料品流通構造が諸外国と比べても独自の発展を遂げてきた「流通構造」の観点、商品コード統一による効果や運用ルール統一化に向けた「現場」の観点、さらには電子帳簿保存法改正や本稿の食料システム法等、「法規制」の観点は意外ながらも本誌アーカイブからはあまり確認できなかったものでありました。そのような意味で、本誌読者には馴染みにくい内容になってしまったかもしれません。ただ、この文章までお読み頂いている方には多様な視点が提供できたのではないのでしょうか。そのような感想をお持ち頂ければ何よりと感じています。

筆者としては、連載当初に想定していた各回の構成が思いがけず早々に書ききってしまったため、1年を通じて生鮮EDIが頭をよぎることとなりました。しかし、じっくりと多様な観点から考察するにあたり重要なツールであることが一つずつ紐解けたと感じています。

改めて連載の機会を頂いたことに感謝申し上げるとともに、1年間お付き合い頂いた読者の皆様には御礼申し上げます。

生鮮EDI普及に微力でも繋がる事が出来れば幸甚です。

寝ながら学ぶEDI

こんにちは。事務局の田中でございます。今回もまたざっくばらんな内容となりますので、どうかお気軽に読み飛ばしてください。

さて、先の衆議院選挙では与党自民党が圧勝しました。今回の選挙は、本来であれば日本のエネルギー政策や安全保障、あるいは社会保障の在り方といった、国論を二分するような根本的な政策を問うものになると期待されていました。しかし、実際に蓋を開けてみると、ホットトピックはもっぱら「消費税減税」だったように思われます。

これに対し、自民党の高市総裁は「食品消費税を2年間ゼロにする」という公約で応じたため、途端に選挙の争点が見えづらくなりました。野党側に目を向ければ、立憲民主党と公明党が急造した「中道改革連合」が、その理念の不透明さから有権者の支持を得られず、野党が力を結集できなかつたことも、今回の選挙結果に大きく影響したに違いありません。

この結果を受けて、与野党とも消費税減税には異論がないはずなので、少なくとも食料品に関しては消費税がゼロになりそうですが、果たしてこの通りにうまく進むでしょうか。食品の消費税をゼロにすれば、年間で約5兆円もの税収に穴が開くと試算されています。周知の通り、消費税は年金や医療、介護といった社会保障の基幹財源であり、地方自治体への配分金としても重要な役割を担っています。もし、これに代わる財源が確保されなければ、公共サービスの低下や将来的には増税という形で、私たちの生活が圧迫されるリスクが生じます。

規制緩和や税負担の軽減を断行し、民間主導で経済を活性化させる低福祉・低負担の体制を、一般に「小さな政府」と呼びます。対して、北欧諸国に見られるような、高い税負担と引き換えに手厚い社会保障やサービスを提供する体制が「大きな政府」です。今回の「食品消費税ゼロ」のベクトルは、一見すると「小さな政府」へ向かっているように見えます。しかし、我々の本音としては、税金は安くしてほしいが、同時に手厚い社会保障も受けて安心して暮らしたいという、アンビバレント（両価的）な希望を抱いているのが実情ではないでしょうか。このことが、我が国が抱える膨大な財政赤字の一因にもなっています。

もしあえて国論を二分するといふのであれば、目先の減税策だけでなく、「小さな政府」に向かうのか、それとも「大きな政府」を目指すのかといったような、本質的なグランドデザインを提示してほしかったものです。

そのような政治の混乱とは裏腹に、マーケットは高市政権の掲げる「責任ある積極財政」を好感して株価は急上昇し、日経平均株価は一時6万円に迫るところまで高騰しました。思い起こせば本コラム（第103号）で、日経平均が34年ぶりに史上最高値を更新したとお伝えしたのはわずか2年前。当時の株価は4万円弱でした。それからわずか2年で、2万円近くも跳ね上がったこととなります。この間、一貫して株式投資を続けてこられた方は、それ相応にアセット（資産）を増やされたことでしょう。

しかし、この株高の陰で社会格差は確実に広がっています。数年前までデフレで苦しんでいたのが嘘のように物価上昇が進んでいるいま、株価高騰の恩恵を受けていない人々にとって、生活は以前より苦しくなっているからです。とりわけ生活必需品である食品価格の上昇は、消費者の購買意欲を減少させています。また、インフレ局面では相対的に現金の価値が低下するため、やはり言葉の「手取り」が多少増えたとしても、物価高に追いつかなければ実質的な意味をなさないというジレンマに陥っています。

ただ、この好調な株価も、いつ暴落するかは誰にも予想できません。歴史を振り返れば、急激な上昇の後には必ずと言っていいほど調整局面が訪れるものです。事実、本稿を執筆している最中にも、米国とイスラエルによるイラン侵攻のニュースが市場を直撃し、株価が暴落しています。

それなら、いつ崩れるか分からない不安定な金融資産の数字に一喜一憂し、日々気を揉んでいるより、もっと確実に持続可能なアセットに投資すべきではないでしょうか。たとえば、自分自身の「健康」に対する投資です。

2024年に公表された厚生労働省のデータによると、日本人の平均寿命は男性が81.09歳、女性が87.13歳。男女ともに世界トップクラスの長寿を誇っています。さらに2040年には、男性は83歳を超え、女性が90歳に迫ると予測されています。しかし、私たちが今、真に注目すべきは、単なる「寿命」の長さではありません。

2000年、WHO(世界保健機関)は、心身ともに自立し、健康的に生活できる期間を「健康寿命」として提唱しました。2022年公表のデータによれば、日本人の健康寿命は男性が72.57歳、女性が75.45歳でした。この数字が突きつける事実は極めて深刻です。平均寿命と健康寿命の間には、男性で約8.5年、女性では約11.6年もの開きがあるからです。この10年前後の空白こそが、病气や介護を必要とし、自分の意志で自由に動くことが難しくなる「不健康な期間」となります。私たちが真に目指すべきは、単に寿命を伸ばすことではなく、この「差」をいかに縮め、最後まで自分らしく生きられる時間を伸ばすかにあるはずです。

世界には、100歳を超えても健康で自立した生活を送る人々が集まる地域があり、これらは「ブルーゾーン」と呼ばれています(ダン・ビューイトナー著「世界の100歳人に学ぶ健康と長寿9つのルール」より)。日本の沖縄、イタリアのサルデーニャ島、コスタリカのニコジャ半島、米カリフォルニア州のロマリンダ、ギリシャのイカリア島が5大ブルーゾーンと言われ、この地域の住民には遺伝的な要因以上に、共通した習慣があることが分かっています。

その習慣は決して特別なものではありません。日常生活の中で自然に「身体を動かす」こと、食事を「腹八分目」に抑えること、そして豆類や野菜を中心とした食生活。これらに加え、特筆すべきは精神面と社会的なつながりです。「明確な生きがい(人生の目的)」を持ち、ストレスを逃がす「リラックスの時間」を確保する。そして、家族や友人と支え合う「良質なコミュニティ」の中に自分の居場所を見つけること。これこそが、長寿の質を決定づける根幹となります。

翻って、私たちの生活はどうでしょうか。最新の医療や高価なサプリメントに頼る前に、で

きることは山ほどあります。もし現在、喫煙されているのであれば、どのような高価な健康法よりも、まず「禁煙」を選択することこそが、最もリターンの大きい健康投資となります。

また、私自身の反省を込めて言えば、日常的な心身の不調の大半は「食べ過ぎ」に起因しているように思えてなりません。そこで、最近では「もう少し食べたい」という気持ちになったとき、あえて3分間だけグッと堪えるように努めています。その一瞬を乗り越えれば、食欲の波は不思議と引いていくものです。また、食後にすぐ歯磨きするのも、虫歯予防にもつながって効果的かもしれません。とはいえ、食後の甘い誘惑に負けてしまうことも少なくありませんが。

なお、どれほど健康に留意していても、私たちはいつか老い、衰えます。老化は生物としての宿命であり、避けられないプロセスです。しかし、老化は決して「失うこと」ばかりではありません。作家の高橋源一郎氏は近著「ぼくたちはどう老いるか」の中で、誰もがいつか迎える「その日」についてこう記しています。

『やがて、ぼくたちはみんな、こんな日を迎える。そして、それは、ぼくたちみんなにとって、初めての経験、「初めての日」になるだろう。それは、どんな経験、どんな「初めての日」なのだろう。ぼくは、そのことを知りたいと思う。知って、「その日」に備えたいと思う。なんのためにそんなことをするのか。「その日」までを、もっと良く生きたいからだ。ただなんとなく、ではなく、「その日」を迎えることができるように、「その日」までを、満ち足りて生きたいからだ。』

メメント・モリ（死を想うこと）は、決して後ろ向きな考えではありません。むしろ、終わりを意識するからこそ、今日という限られた一日のなかで「誰と過ごし、何を食べて、どう笑うか」という問いに、切実な重みが生まれるのです。

昨今、世界情勢はにわかに緊迫し、政治状況や金融市場の荒波にも心が乱されそうになります。このような不透明な時代に日々の暮らしを翻弄されないためにも、「健康」や「社会とのつながり」といった確実に持続可能なアセット、目に見えずとも大切な資産を大事に育てていきたいものです。

生鮮取引電子化推進協議会事務局

田中 成児

食品等物流合理化緊急対策事業のご紹介

令和7年度補正予算による農林水産省補助事業「食品等物流合理化緊急対策事業」を食流機構が実施しております。その事業内容等についてお知らせします。

■ 事業目的

農水産品・食品の物流生産性向上、物流の標準化、基幹ルートの機能強化、地方港湾等の利用による新たな輸出物流の構築等を推進し、我が国の物流における輸送力不足への対応及び海外から稼ぐ力の強化を図り、もって国民の食料安全保障を確保する取組を支援することを目的とします。

■ 事業内容

本事業は全体運営、物流生産性向上伴走支援、物流状況点検調査からなる「推進事業」と「間接補助事業」に大別されますが、ここでは「間接補助事業」についてご説明します。なお、「間接補助事業」は物流生産性向上推進事業（「物流生産性向上実装事業」及び「物流生産性向上設備・機器等導入事業」）と輸出物流構築事業（「輸出物流実装事業」及び「輸出設備・機器導入事業」）で構成されています。

■ 間接補助事業の内容

1. 物流生産性向上実装事業

次に掲げる事業に係る経費の一部を補助します。

- ① 青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、水産物流通標準化ガイドライン（令和6年3月）、加工食品分野における物流標準化アクションプラン（令和2年3月）又はそれらに準ずる業界が定めるガイドライン（以下「流通標準化ガイドライン等」という。）において推奨されている標準仕様パレットの導入
- ② 貨物自動車による陸上輸送から新幹線、鉄道、海上輸送等への転換（モーダルシフト）
- ③ 標準仕様パレットに適合した外装、情報項目・コード等の標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等導入によるデジタル化・データ連携等、流通合理化につながる取組であって、他地域又は他品目のモデルとなり得る先進的な実証
- ④ 標準仕様パレットに適合した外装、情報項目・コード等の標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等導入によるデジタル化・データ連携等、流通合理化につながる取組であって、これまでに効果が確認されている施策の当該地域・品目の導入に向けた試験

⑤ 上記事業の実施に向けた調査、関係者の意見調整及び計画の策定

2. 物流生産性向上設備・機器等導入事業

次に掲げる事業に係る経費の一部を補助します。

- ① 標準仕様パレット導入に伴う機器導入及び改修、パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、AGV（無人搬送車、無人搬送ロボット等）、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備等の物流の合理化・効率化に資する設備・機器の導入
- ② 納品伝票の電子化システム、トラック予約システム、共同輸配送システム、パレット循環管理システム等の物流の合理化・効率化に資するシステムの導入
- ③ 上記の設備・機器等の導入の効果検証

3. 輸出物流実装事業

次に掲げる事業に係る経費の一部を補助します。

最適な輸送ルートや集荷・保管体制の構築、地方港湾・空港等の活用促進、効率的な輸出物流の構築に向けた実装

4. 輸出設備・機器導入事業

次に掲げる事業に係る経費の一部を補助します。

安定的かつ低コストなコールドチェーンを実現するためのリーファーコンテナ、業務の自動化・省人化に必要な設備・機器等のリース方式による導入又は輸出物流の構築のための拠点となる施設の賃借

■ 間接補助事業者

1. 物流生産性向上推進事業を実施する間接補助事業者は、次に掲げる者から公募により選定します。

- ① 中央卸売市場若しくは地方卸売市場（以下「卸売市場」という。）の関係事業者で構成する団体
- ② 食品卸団体
- ③ 食品小売団体
- ④ 食品流通業者（食品等の輸送、保管、販売その他の取扱いの過程に関する事業を行う者をいい、農業協同組合、農業協同組合連合会及び食品製造事業者を含む。）と企業組合、事業協同組合、協同組合連合会、卸売市場の開設者、運送事業者、貨物利用運送事業者等により構成する協議会

2. 輸出物流実装事業を実施する間接補助事業者は、食品流通業者、企業組合、事業協同組合、協同組合連合会、卸売市場の開設者、運送事業者、貨物利用運送事業者等を構成員

とする協議会とします。ただし、集荷、販売、輸送又は保管のいずれかの業務を行う者が代表団体となっていること。

3. 輸出設備・機器導入事業の事業を実施する間接補助事業者は、農林漁業者、食品流通業者、企業組合、事業協同組合、協同組合連合会、卸売市場の開設者、運送事業者、貨物利用運送事業者、倉庫業者又は前項に掲げる事業者等を構成員とする協議会とします。ただし、集荷、販売、輸送又は保管のいずれかの業務を行う者が代表団体となっていること。
4. 間接補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。
 - ① 青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、水産物流通標準化ガイドライン（令和6年3月）、加工食品分野における物流標準化アクションプラン（令和2年3月）又はそれらに準ずる業界が定めるガイドライン（以下「流通標準化ガイドライン等」という。）のいずれかに基づく取組が間接補助事業実施計画に記載されていること
 - ② 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第8条第1項に基づく流通合理化学業活動計画の認定を受けている又は認定を受ける見込みがあること（間接補助事業者が構成員となる団体が認定を受けている場合を含む。）
 - ③ 業種等に応じた環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組の該当項目について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを補助事業者に提出（交付申請時）及び報告（事業実施状況報告時）すること
 - ④ 適切な管理体制及び処理能力を有する団体で、代表者の定めがあること。定めのない団体にあつては、これに準ずるものがあること
 - ⑤ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるものがあること
 - ⑥ 補助事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること
 - ⑦ 日本国内に所在し、間接補助事業及び補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること
 - ⑧ 法人等の役員等が暴力団員でないこと

■ 補助対象となる要件及び経費

1. 補助対象要件

本事業の内容、補助対象経費の範囲、補助率及び補助金の上限については下表のとおり。

第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率等
物流生産性向上実装事業		
<p>(1) 青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、水産物流通標準化ガイドライン（令和6年3月）、加工食品分野における物流標準化アクションプラン（令和2年3月）又はそれらに準ずる業界が定めるガイドライン（以下「流通標準化ガイドライン等」という。）において推奨されている標準仕様パレットの導入</p> <p>(2) 貨物自動車による陸上輸送から新幹線、鉄道、海上輸送等への転換（モーダルシフト）</p> <p>(3) 標準仕様パレットに適合した外装、情報項目・コード等の標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等導入によるデジタル化・データ連携等、流通合理化につながる取組であって、他地域又は他品目のモデルとなり得る先進的な実証</p> <p>(4) 標準仕様パレットに適合した外装、情報項目・コード等の標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等導入によるデジタル化・データ連携等、流通合理化につながる取組であって、これまでに効果が確認されている施策の当該地域・品目での導入に向けた試験</p>	<p>1 事業費</p> <p>(1) パレット導入費 標準仕様のパレットの導入にかかる経費（レンタル料等）及びそれに伴う現有パレットの処分にかかる経費</p> <p>(2) モーダルシフトに要する経費 モーダルシフトへの取組にかかる経費</p> <p>(3) 会場借料・設営費 会議等を開催する場合の会場借料・設営にかかる経費</p> <p>(4) 通信・運搬費 通信、郵便及び運送にかかる経費</p> <p>(5) 設備・機器等借上費 事務機器、試験機器等の借り上げにかかる経費</p> <p>(6) 印刷製本費 資料等の印刷にかかる経費</p> <p>(7) 広告・宣伝・情報発信費 ポスター・チラシ等の作成・配布、広告掲載その他の情報発信（事業の案内や事例発信等）等にかかる経費</p> <p>(8) 資料購入費 図書及び参考文献の購入にかかる経費</p> <p>(9) クラウドシステム等利用料 クラウドシステム等の利用にかかる経費</p> <p>(10) システム等開発費 システム等の開発にかかる経費</p> <p>(11) 各種認証等の取得に要する経費 各種認証等の取得にかかる経費</p> <p>(12) 消耗品費 次の物品に係る経費 ・ 短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物品 ・ CD-ROM等の少額（5万円未満）の記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（5万円未満）の器具等</p> <p>(13) 資機材費に要する経費 標準仕様パレットの導入にかかる資材及び金型等の開発にかかる経費</p> <p>2 旅費 資料の収集、各種調査、打合せ等の実施にかかる経費</p> <p>3 人件費 本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当にかかる経費</p> <p>4 謝金 資料の整理、補助、専門的知識の提供、調査資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼にかかる経費</p>	<p>定額（千円未満切捨て）</p> <p>※補助金の上限 1間接補助事業者あたり40百万円</p>

第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率等
(5) 上記事業の実施に向けた調査、関係者の意見調整及び計画の策定	<p>5 委託費 事業の交付目的たる事業の一部分の他の者への委託にかかる経費</p> <p>6 役務費 事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、設計、加工及び運搬等にかかる経費</p> <p>7 雑役務費 (1) 手数料 謝金等の振込にかかる経費 (2) 印紙代 委託の契約書に貼付する収入印紙（印紙税）にかかる経費</p>	
物流生産性向上設備・機器等導入事業		
<p>(1) 標準仕様パレット導入に伴う機器導入及び改修、パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、AGV（無人搬送車、無人搬送ロボット等）、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備等の物流の合理化・効率化に資する設備・機器の導入</p> <p>(2) 納品伝票の電子化システム、トラック予約システム、共同輸配送システム、パレット循環管理システム等の物流の合理化・効率化に資するシステムの導入</p> <p>(3) 上記の設備・機器等の導入の効果検証</p>	<p>事業費</p> <p>1 設備・機器等導入費 設備、機器等の購入及びリース導入にかかる経費 ・パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、AGV（無人搬送車、無人搬送ロボット等）、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備等の集荷、保管、輸送、運搬、加工、販売にかかるものに限る。 ・設置等工事費を含み、保守・管理費は除く。 ・コンピュータ、タブレット、トラック等、その他の用途に使用可能な汎用性の高いものは除く。 ・流通標準化ガイドライン等に基づく取組を推進するための機械、機材、器具等の導入や、標準仕様パレットに対応するライン改修を含む。</p> <p>2 配送、パレット管理等のシステム導入に要する経費 納品伝票の電子化、トラック予約受付、共同輸配送、パレット管理等のシステム導入に必要な経費 ・共用サーバーの登録を含む。 ・システム導入時の初期設定を含む。</p> <p>3 事業の実施及び効果検証等に要する経費 本事業を実施し、その効果を検証するために必要な専門家等に対する調査依頼等に必要な経費</p>	<p>1/2以内（千円未満切捨て）</p> <p>※補助金の上限 1間接補助事業者あたり100百万円 また、①間接補助事業者が直接行う取組は100百万円、②間接補助事業者の構成員が個別に行う取組について1構成員あたり40百万円を上限とし、①②の取組を組み合わせる事業であっても合計で100百万円を上限とする。</p>
輸出物流実装事業		
最適な輸出ルートや集荷・保管体制の構築、地方港湾・空港等の活用促進、効率的な輸出物流の構築に向けた実装	<p>1 事業費</p> <p>(1) 印刷製本費 資料等の印刷にかかる経費</p> <p>(2) 通信・運搬費 郵便及び運送にかかる経費</p> <p>(3) 会場借料・設営費 会議等を開催する場合の会場借料にかかる経費</p>	<p>定額（千円未満切捨て）</p> <p>※補助金の上限 1間接補助事業者あたり40百万円</p>

第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率等
	<p>(4) 消耗品費 次の物品に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物品 ・ CD-ROM等の少額（5万円未満）の記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（5万円未満）の器具等 <p>(5) 設備・機器等借上費 設備、機器等の借り上げにかかる経費</p> <p>(6) クラウドシステム等利用料 クラウドシステム等の利用にかかる経費</p> <p>(7) システム等開発費 システム等の導入にかかる経費</p> <p>(8) 資機材費に要する経費 商流構築に要する包装資材等の販売促進資材等にかかる経費</p> <p>(9) 資料購入費 図書及び参考文献の購入にかかる経費</p> <p>(10) 各種認証等の取得に要する経費 各種認証等の取得にかかる経費</p> <p>(11) 輸出物流の構築に要する経費 実証に伴って発生する増加分の輸送にかかる経費（国内に限る）</p> <p>2 旅費 会議の出席、調査等を依頼した委員の旅費に必要な経費</p> <p>3 人件費</p> <p>(1) 人件費 本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当にかかる経費</p> <p>(2) 専門員費 各種調査、技術提供を行った専門家に支払う経費（調査員等手当、海外バイヤー招へい費、システムエンジニア費及びプログラマー費）</p> <p>4 委託費 事業の交付目的たる事業の一部分の他の者への委託にかかる経費</p> <p>5 謝金 補助的専門知識の提供、資料の整理、収集等に協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</p> <p>6 役務費 事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析・試験、商流構築に要するライブコマース、動画作成等のプロモーション活動等に必要な経費</p>	

第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率等
	7 雑役務費 (1) 印紙代 委託の契約書に貼付する収入印紙（印紙税）にかかる経費 (2) 手数料 謝金等の振込にかかる経費	
輸出設備・機器導入事業		
安定的かつ低コストなワールドチェーンを実現するためのリーファーコンテナ、業務の自動化・省人化に必要な設備・機器等のリース方式による導入又は輸出物流の構築のための拠点となる施設の賃借	事業費 1 設備・機器導入費 設備・機器のリース導入にかかる経費 ・情報処理設備、加工処理設備、品質管理設備・機器 ・物流機器（積込・仕分ロボット、クランプフォークリフト及び自動搬送機等）の物件価格（設置工事費を含み、保守・管理費は含まない。） 2 輸出拠点施設利用経費 輸出物流構築のための拠点となる施設利用の賃借料又はリース料にかかる経費	3/10以内（千円未満切捨て） H A C C P、ISO22000又はFSSC22000へ対応する場合の設備・機器にあっては、1/2以内（千円未満切捨て） ※補助金の上限 1間接補助事業者あたり40百万円

2. 補助対象経費

本事業を実施するために直接必要な上表の補助対象経費の範囲に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとしします。その経理に当たっては、他の事業費と区別して経理を行うこと。

なお、次の経費は対象としません。

- ① 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- ② 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- ③ 本事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- ④ 補助金の交付決定前に発生した経費
- ⑤ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- ⑥ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- ⑦ 補助の対象としない経費として実施要領で定めるもの

■ 事業の成果目標

1. 物流生産性向上推進事業の間接補助事業者は、本事業の実施により、流通における所要時間、経費等を30%以上削減すること又は取扱数量、金額等を5%以上拡大することを成果目標とします。
2. 輸出物流構築事業の間接補助事業者は、本事業の実施により、生鮮食料品等の輸出額を事業実施前と比較し30%以上向上すること又は流通における所要時間、経費等を30%以上削減することを成果目標とします。
3. 本事業の成果目標の目標年度は、令和11年度とします。

■ お問い合わせ先

- ・（公財）食品等持続的供給推進機構 担当：業務部（03-5809-2176）
- ・ 詳細については、以下のサイトからご確認願います。
URL : <https://www.ofsi.or.jp/logi-suisin/>

【令和8年度 第1回理事会・通常総会のお知らせ】

生鮮取引電子化推進協議の令和8年度第1回理事会及び通常総会を下記の日程で開催することとなりましたので、会員の皆様にご案内申し上げます。

記

1. 開催日時：令和8年6月9日（火）11：30～12：30（第1回理事会）
13：00～14：00（通常総会）
2. 会 場：喜山倶楽部 飛鳥の間（第1回理事会・通常総会 共通）
東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館9F
3. 開催方法：オンライン併用のハイブリット形式
4. 議案（予定）：第1号議案 令和7年度事業報告及び収支決算報告について
第2号議案 令和7年度繰越金処分について
第3号議案 令和8年度事業計画及び収支予算について
第4号議案 役員の補欠選任について
第5号議案 その他

食品等持続的供給対策 債務保証事業の ご案内

食品等事業者を
応援します!!

公益財団法人
食品等持続的供給推進機構

① (公財) 食品等持続的供給推進機構とは

公益財団法人食品等持続的供給推進機構（食料システム機構）は、農林水産大臣の指定を受けた食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動を推進することを目的とする法人です。

当機構では、食料システム法など特定の法律に基づく計画の認定を受けた食品等事業者の方々が、その認定事業の実施等に必要な資金について調達が円滑に行えるよう民間金融機関から借り入れる場合の債務保証事業を行っています。

② 特徴

- (1) 特定の法律に基づき認定を受けた政策性の高い事業を対象としているため、債務保証料率は年0.8%
- (2) 大型設備投資にも対応した保証限度額・保証期間
- (3) 運転資金にも対応
- (4) 日本政策金融公庫資金との協調融資にも対応（日本政策金融公庫からの借入自体は本事業の対象外）
日本政策金融公庫との協調融資として、民間金融機関から調達する設備資金及び運転資金にもご利用いただけます。

③ 対象事業

- (1) 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（食料システム法）に基づく認定安定取引関係確立事業活動等及び認定連携支援事業
- (2) 中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法）に基づく認定食品流通円滑化事業
- (3) 中小企業等経営強化法に基づく承認経営革新事業又は認定経営力向上事業
- (4) 物資の流通の効率化に関する法律（物資流通効率化法）に基づく認定総合効率化事業
- (5) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）に基づく承認地域経済牽引事業
- (6) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）に基づく認定農商工等連携事業
- (7) 米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律（米粉・エサ米法）に基づく認定生産製造連携事業
- (8) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）に基づく認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業
- (9) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（輸出促進法）に基づく認定輸出事業

このほか、輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進業務（運転資金のみ1団体当たり8千万円以下、保証期間1年以内、借入金元本等の50%）がございます。

4 概要

(1) 対象者

「3. 対象事業」を実施する方々です。ただし、下記の方々の場合、限定条件があります。（「6. Q & A」のQ6参照）

- ①農業信用保証保険法第2条第1項に規定する農業者等
- ②独立行政法人農林漁業信用基金法第13条第2項に規定する林業者等
- ③中小漁業融資保証法第2条第1項に規定する中小漁業者等
- ④信用保証協会法第20条第4項に規定する中小企業者等（次に掲げる法律の規定に基づく認定又は承認を受けた者を除く。）
 - ア、中心市街地活性化法第48条
 - イ、中小企業等経営強化法第14条又は第17条
 - ウ、物資流通効率化法第4条
 - エ、地域未来投資促進法第13条
 - オ、農商工等連携促進法第4条
 - カ、米粉・エサ米法第4条
 - キ、六次産業化・地産地消法第5条又は第7条
 - ク、輸出促進法第37条

(2) 保証条件

- ①財務諸表が次のいずれかに該当することが必要です。
 - ア、公認会計士の監査を受けたものであること。
 - イ、当該中小企業者等が会社法第2条第8号に規定する会計参与設置会社であって、当該財務諸表が同法第374条第1項の規定に基づき作成されたものであること。
 - ウ、「中小企業の会計に関する指針」に基づき作成されたものであって、その旨税理士等により確認されたものであること。
- ②その債務保証の対象資金が主取引銀行等の借入に係るものであることが必要です

(3) 対象資金の種類

対象事業の実施に必要な設備資金（土地を含む）及び運転資金（試験研究費、試作費、市場調査費、原材料調達費、販売促進費等）

(4) 保証限度額

1事業者当たり4億円以下

(5) 保証期間

設備資金：20年以内（うち据置期間は3年以内）、運転資金：5年以内（うち据置期間は1年以内）

(6) 保証料

借入金元本に係る保証残高に対して、一定の保証料率（年0.8%以内）を乗じた額になります。

(7) 連帯保証人・担保

原則、連帯保証人を設定していただきます。また、必要に応じて、担保を設定していただく場合もあります。

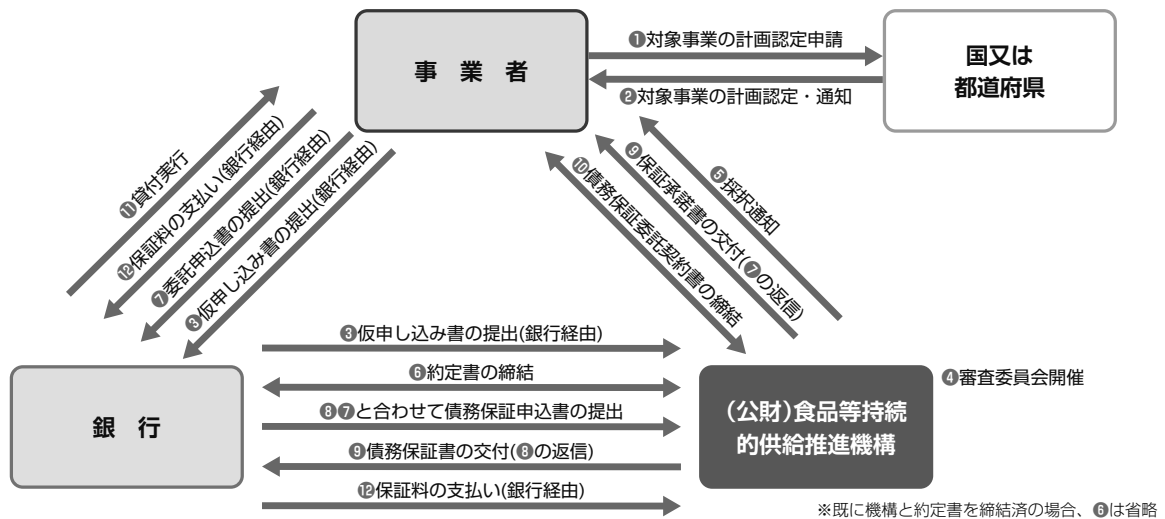
(8) 保証割合の上限

- ①ア、5年以上の経営実績がある場合
 - イ、地方公共団体が直接若しくは間接出資している場合
 - ② ①以外の場合……借入金元本等の50%
- …… 借入金元本等の90%

（参考）中小企業者とは、次に該当する会社等になります。

- 製造業その他……資本金3億円以下の会社又は従業員数300人以下の会社及び個人
- 卸売業……資本金1億円以下の会社又は従業員数100人以下の会社及び個人
- 小売業……資本金5千万円以下の会社又は従業員数50人以下の会社及び個人
- サービス業……資本金5千万円以下の会社又は従業員数100人以下の会社及び個人

5 実施手順



6 Q&A

- (Q1) 相談・申込はどのようにすればよいですか？
- (A1) 事業者及び取引銀行いずれからのご相談も随時受け付けています。申込みについては、借入予定の主取引銀行を通じて「仮申込書」一式（決算書等）を提出してください。
- (Q2) 対象事業の認定手続きはどのようにすればよいですか？
- (A2) 次頁の対象事業一覧表をご参考にして各主務官庁等へお問い合わせください。主務官庁による計画の認定審査とは別に当機構としての審査（Q3参照）を行います。このため、主務官庁による計画認定を取得しても、当機構の債務保証を受けられない場合があります。
- (Q3) 申込後のどのような審査がありますか？
- (A3) 提出していただいた資料に基づき、税理士等専門家を含めた審査委員会を開催し、財務分析や事業計画内容等について審査し、総合的に判断します。現地確認を行う場合もあります。
- (Q4) 費用はかかりますか？
- (A4) 審査について費用はかかりません。採択後、債務保証期間中に毎年、保証料（「4. 概要」(6)参照）が必要となります。
- (Q5) 債務保証期間中に提出しなくてはならない書類はありますか？
- (A5) 債務保証期間中は、財務状況報告のため、毎事業年度終了後に決算報告書一式を提出していただきます。
- (Q6) 4. 概要 (1) 対象者の限定条件とはどのような場合ですか？
- (A6) 「4. 概要」(1)の①～③の農業者等、林業者等、中小漁業者等に該当する者は、まずは農業信用基金協会又は漁業信用基金協会による債務保証が利用可能かご確認ください。当該機関による債務保証制度の利用が困難であると認められる場合に限り、当機構の債務保証が利用できます。
- また、④の中小企業者等に該当する者は、「3. 対象事業」(1)に係る計画認定を受けて申込みをされる場合、まずは信用保証協会による債務保証が利用可能かご確認ください。「3. 対象事業」(2)～(9)に係る計画認定を受けて申込みをされる者には、このような限定条件はかかりません。

(対象事業一覧表)

	対象事業	事業の内容	主務官庁	関連公庫資金
①	食料システム法 安定取引関係確立事業活動 等及び連携支援事業	食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業。安定取引関係確立事業活動計画等を作成し、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。	農林水産省	食品等持続的供給促進資金
②	中心市街地の活性化に関する法律 中心市街地食品流通円滑化 事業	民間事業者が中心市街地における駐車場、休憩所等の消費者利便性を備えた食品販売店舗の集積施設の整備を図る事業。特定民間中心市街地活性化事業計画を作成し、関係大臣の認定を受ける必要があります。	内閣府	企業活力強化資金
③	中小企業等経営強化法			
	経営革新事業	事業者が新商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、サービスの新たな提供の方式の導入その他の新事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図る事業。経営革新計画を作成し、都道府県知事又は関係大臣の承認を受ける必要があります。	経済産業省	新事業活動促進資金
	経営力向上事業	事業者が事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又はサービスの需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図る事業。経営力向上計画を作成し、関係大臣の認定を受ける必要があります。	経済産業省	新事業活動促進資金
④	物資の流通の効率化に関する 法律 総合効率化事業	輸送、保管、荷捌き及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化、輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を図る事業。総合効率化計画を作成し、関係大臣の認定を受ける必要があります。	国土交通省	
⑤	地域経済牽引事業の促進による 地域の成長発展の基盤強化に関 する法律 地域経済牽引事業	地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業。地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県知事又は関係大臣の認定を受ける必要があります。	経済産業省	地域活性化・雇用促進資金
⑥	中小企業者と農林漁業者との連 携による事業活動の促進に関す る法律 農商工等連携事業	中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して新商品の開発・生産又は需要の開拓をする事業。農商工等連携事業計画を作成し、関係大臣の認定を受ける必要があります。	経済産業省	農業改良資金 新事業活動促進資金
⑦	米穀の新用途への利用の促進に 関する法律 生産製造連携事業	新用途米穀の生産者、新用途米穀の加工品の製造業者及び新用途米穀加工品を原料とする加工品の製造・販売業者が新用途米穀の生産から加工品の製造・販売までの一連の工程の総合的改善を図る事業。生産製造連携事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。	農林水産省	農業改良資金 食品安定供給施設整備資金
⑧	地域資源を活用した農林漁業者 等による新事業の創出等及び地 域の農林水産物の利用促進に関 する法律			
	総合化事業	農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化を行う事業。総合化事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。	農林水産省	農業改良資金
	研究開発・成果利用事業	農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化の促進に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業。研究開発・成果利用事業計画を作成し、関係大臣の認定を受ける必要があります。	農林水産省	
⑨	農林水産物及び食品の輸出の促 進に関する法律 輸出事業	農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業。輸出事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。	農林水産省	農林水産物・食品輸出基盤 強化資金

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構 業務部

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6階
TEL : 03 - 5809 - 2176 / FAX : 03 - 5809 - 2183
URL : <https://www.ofsi.or.jp/saimu/>

食品等持続的供給 対策事業のご案内

事業のしくみ

食品等の持続的な供給を実現するための「食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」(食料システム法)に基づく「安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業」の一環として、食品等の持続的な供給の実現を図るための事業活動の促進に必要な製造・加工・流通または販売に係る設備等(以下「設備等」)の導入を支援する事業

支援の内容

- 設備等の導入資金の10分の9相当額を公益財団法人 食品等持続的供給推進機構(食料システム機構)が導入時に貸与
- 7ヶ年以内に食料システム機構に返済(無利息)

対象者

- 食品等事業者または食品等事業者を構成員とする法人(以下「食品等事業者等」)

参加要件

- 食料システム法に基づく安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画若しくは消費者選択支援事業活動計画または連携支援計画について、農林水産大臣の認定を受けていること。

改正のポイント

1. 対象事業計画等の拡充

食品等流通法に基づく「食品等流通合理化事業計画」が、食料システム法に基づく、食品等の製造から加工、流通、販売に至る食料システムに関する

- ① 安定取引関係確立事業活動計画
 - ② 流通合理化事業活動計画
 - ③ 環境負荷低減事業活動計画
 - ④ 消費者選択支援事業活動計画等
- に拡充強化され、対象設備も拡大

2. 支援内容の充実強化

- (1) 設備導入資金の3分の2相当額から10分の9相当額に支援額を増額
- (2) 返済期間を5年以内から7年以内に延長

3. 対象者

食品等事業者または食品等事業者を構成員とする法人

公益財団法人
食品等持続的供給推進機構(食料システム機構)

対象設備等について（食料システム法の各計画に対応）

類 型	設 備 目 的	設 備 内 容
①安定的な取引関係の確立	農林漁業者と食品等事業者の連携に必要な製造・加工設備の整備等	省資源型食品等製造設備、多温度帯輸送車等物流近代化設備、食品等特性適応型冷蔵・冷凍ショーケース等品質管理設備等
②流通の合理化	食品等事業者の流通の合理化のために必要な設備の整備等	業界適応型POS（販売時点情報管理システム）、EOS（商品補充発注システム）等情報処理システム、多温度帯輸送車等物流近代化設備、食品等特性適応型冷蔵・冷凍ショーケース等品質管理設備等
③環境負荷低減の促進	食品等事業者の環境負荷低減を図るために必要な設備の整備等	省資源型食品等製造設備、発泡スチロール処理装置等公害防止装置、太陽光パネル利用による発電機器、高効率照明（LED照明）等
④消費者の選択への支援	消費者の食品等の選択に資する情報の伝達を図るための設備の整備等	売場やショッピングカート等のディスプレイ設備、電子ポップ設備等

食品等持続的供給対策事業（供給対策事業）への参加手順

ステップ1（参加準備）

食品等事業者または事業協同組合等：設備機器の選定・見積書徴収、事業計画の取りまとめ



ステップ2（計画の申請）

食品等事業者または事業協同組合等：事業計画等を作成し、農林水産省へ申請・認定を受ける



ステップ3（食料システム機構へ参加申込）

食料システム機構：委員会に諮り、参加申込を承認する



ステップ4（納品・代金支払・預託金回収）

食品等事業者等：指定リース会社を通じてリース契約等を締結
 販 売 業 者：納品
 指定リース会社：代金支払・預託金回収
 食料システム機構：業務委託会社へ預託金支払

※本事業では導入事業者の経営状況等についての信用調査（食料システム機構の指定リース会社が実施します）を行い、その結果によっては、事業を実施できない場合があります。

支援の内容 (リース方式)

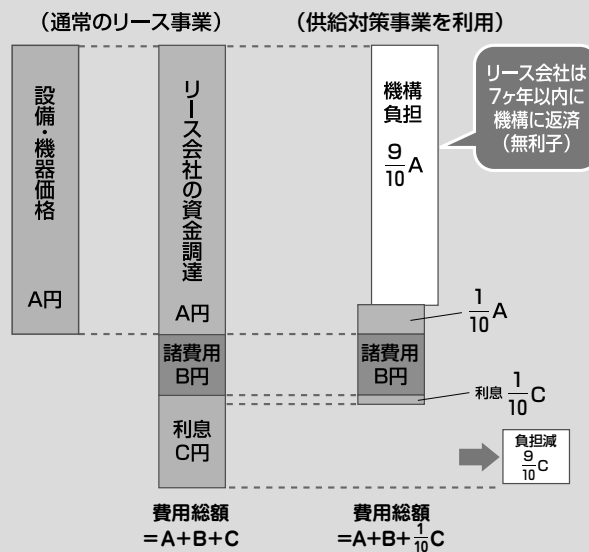
導入方法(自己資金不要)

- リース方式による導入は、食料システム機構が業務委託した『指定リース会社』とのリース契約になります。
- 設備・機器はリース会社が所有。リース期間終了後はリース会社に返却(又は再リースにより継続使用も可能)

返済方法

リース会社に対して、リース料を支払う。(食料システム機構への返済はリース料に含まれています)

導入者のメリット



- 設備・機器の導入資金(消費税抜)の9/10相当額を最長7年間、無利子で支援⇒リース料金の低減「利息の9/10相当の値引き」

支援の内容 (割賦方式)

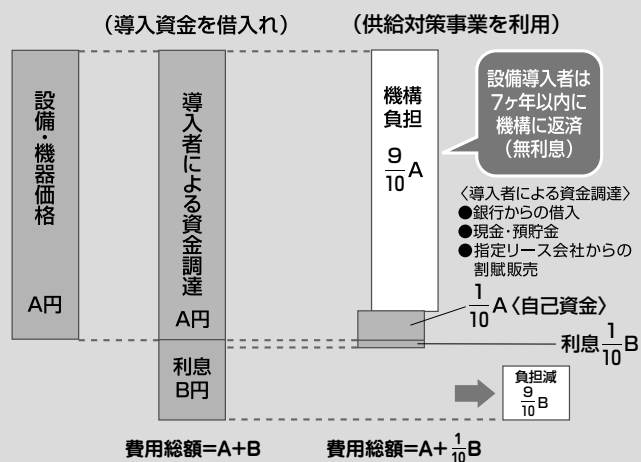
導入方法

- 割賦方式による設備・機器の導入は、食料システム機構が業務委託した『指定リース会社』を通じて行います。
- 設備・機器は導入者が所有。(ただし返済期間中は、リース会社が所有権を留保、終了後は導入者に移転)
- 別途、リース会社の事務取扱手数料(動産保険料等)が発生します。

返済方法

- ①導入時に資金(1/10相当額)を自己調達。
- ②以後、食料システム機構の負担分(9/10相当額)をリース会社を通じて毎月返済。

導入者のメリット



- 設備・機器の導入資金(消費税抜)の9/10相当額を最長7年間、無利息で支援⇒導入時の資金調達が1/10で済む ⇒導入費の負担低減「利息が1/10」

導入事例(旧 緊急対策事業)

- 一般社団法人 A協会社
協会及び各会員が青果流通における青果物流コード及び電算処理を共同化し、業務の効率化を図るため、情報処理機器(サーバー・クライアント端末及びソフトウェア)等を導入しています。

- 一般社団法人 B協会社
協会及び各会員が、食品販売業務におけるPOS情報等の共有化のための情報処理施設を導入するとともに、各会員が食品の品質管理の適確化・効率化を図るため、冷凍車、冷凍庫、電動フォークリフト等を導入しています。

支援の内容

- ・供給対策事業では、設備等の導入形態として次の2つの導入方法から選択できます。
- ・いずれの場合も、食料システム機構が導入資金の10分の9相当額を負担します。
- ・この食料システム機構負担分は、導入後所定の方法で7年以内に無利子で返済していただきます。

導入方式	内容
①リース方式	設備等のリース料の支援。 自己資金は不要です。事業者は指定リース会社との契約に基づきリース料を支払います。 食料システム機構がリース会社に対して、必要資金の10分の9相当額を無利子で預託するため、事業者は リース料の低減 という形での支援を受けられます。
②割賦方式	設備等の購入資金の10分の9相当額を食料システム機構が無利子支援。 事業者は購入資金の10分の1相当額(自己資金)を用意します(手持資金、金融機関からの借入等)。 この方式では、食料システム機構への返済終了後、導入設備等は事業者のものとなります。 注1)返済期間中はリース会社が設備等の所有権を留保します。 注2)別途リース会社の事務取扱手数料が発生します。

指定リース会社

食料システム機構が本事業の実施に係る基本契約を締結しているリース会社のことです。指定リース会社については、導入者の要望に応じて追加することが可能です。

- FFGリース株式会社
- 株式会社ジャストオートリーシング
- 東京センチュリー株式会社
- JA三井リース株式会社
- 七十七リース株式会社
- 株式会社名古屋リース

計画認定制度に関するお問い合わせ先

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ 食料システム連携推進室
TEL:03-3502-8051

お問い合わせ先

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構 業務部

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル 6F
TEL:03-5809-2176 FAX:03-5809-2183

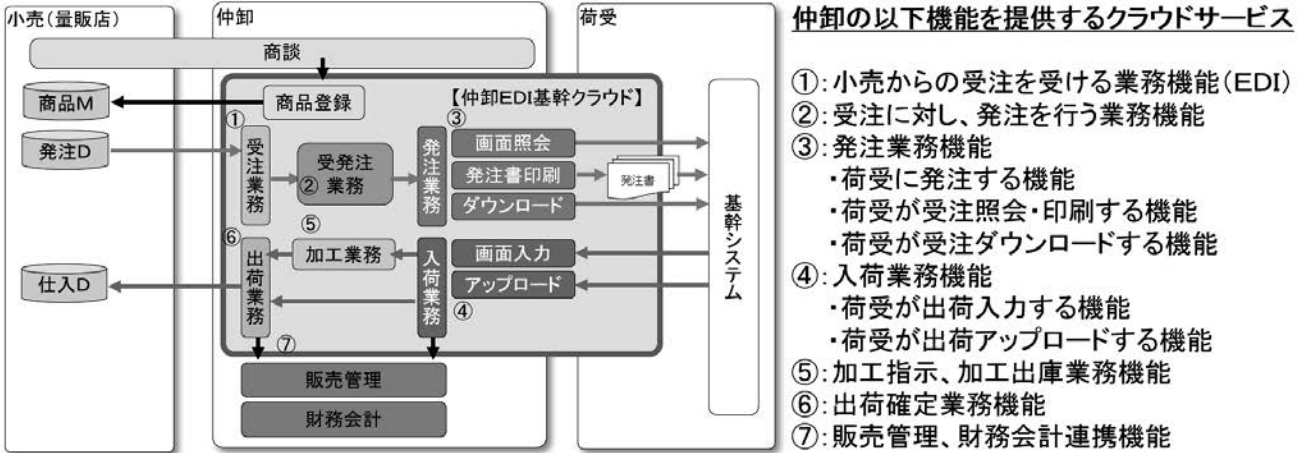
https://www.ofsi.or.jp/kyokyu_taisaku/

*認定申請書等はこちらからダウンロードできます。

サイバーリンクスは、生鮮流通に必要なシステムをクラウドサービスでご提案します。

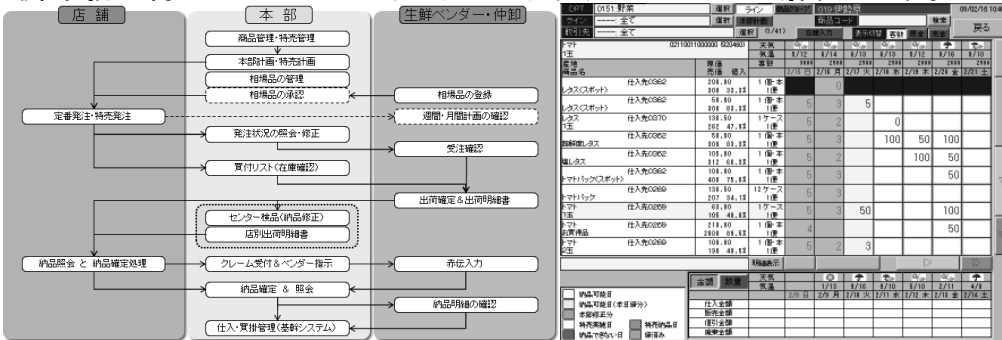
＜仲卸EDI基幹クラウドサービス＞

量販店との生鮮EDIを実現する為には、各社フォーマットに合わせたシステム開発が必要でした。仲卸EDI基幹クラウドサービスは、取引先(量販店や専門店)からのEDI受注を容易に実現します。また、受発注機能だけでなく「基幹業務機能」も備えており、必要な機能だけをご利用頂くことが可能な為、システム投資コストや維持コストを軽減します。



＜食品スーパー向け生鮮EDIサービス @rms(アームズ)生鮮＞

当社の生鮮EDIは、生鮮標準コードを活用し生鮮部門のEDI化を実現します。発注業務だけではなく、日々の利益管理が出来るシステムです。中小から大手小売業様まで抱えている問題点を生鮮業務に特化したサイバーリンクスのクラウドサービスが解決します。



導入実績 **66** 社以上
(2023年1月時点)

取引先 **2,000** 社以上

【お問い合わせ先】

株式会社サイバーリンクス 流通クラウド事業本部 営業1課 TEL:03-3453-2000 FAX:03-3453-2000

GS1 標準の学びを、
もっと手軽に、もっと身近に。

GS1 Japan 講座動画 プラットフォーム

「GS1 Japan 講座動画プラットフォーム」は、
入門から応用まで、GS1 標準に関する各種講座を

オンラインで配信するサービスです。

場所や時間にとらわれず、

“学びたいときに、すぐ学べる”

環境をご提供します。

■ こんな方におすすめです

- ・ 新任担当者の基礎教育に
- ・ GS1 標準の最新動向を知りたい方
- ・ 活用事例をキャッチアップしたい方
- ・ 物流・小売・メーカーなど、サプライチェーンに関わる皆さま

■ 特徴・メリット

- ・ 配信期間中、24 時間いつでも視聴可能
- ・ 講義資料もダウンロードでき、復習しやすい
※一部講座を除く。
- ・ 登録無料
- ・ 一部講座は無料で視聴可能
- ・ 必要なチャプターを選択、繰り返し再生できる
- ・ 再生速度の変更が可能

■ ご利用方法

1. 右記の QR コードを読み取る、または URL にアクセス
https://www.gs1jp.org/seminar_book/seminar/onlineplatform/
2. 講座動画プラットフォームにユーザー登録（無料）
3. 視聴したい講座を選択し、動画で受講



配信講座ラインナップ^o

無料講座

- ・ EPC/RFID 入門講座
- ・ EPCIS 入門講座
- ・ GS1 Digital Link 入門講座
- ・ 次世代バーコード入門講座

有料講座

- ・ EPC エンコード技術講座 – TDS1.x 編
- ・ EPC エンコード技術講座 – TDS2.x 編
- ・ GS1 Digital Link 技術講座 – 基礎編
- ・ EPCIS 技術講座 – 基礎編
- ・ GTIN パーフェクトセミナー
- ・ ヘルスケアバーコード入門講座

※講座は順次追加・更新予定です。

■ お問い合わせ先

講座内容やご利用方法についてご不明な点がございましたら、下記まで
お気軽にお問い合わせください。 E-mail : solution@gs1jp.org



- ☑ 講師派遣
- ☑ ネットワーク
- ☑ 営業研修
- ☑ 事業承継
- ☑ 労務管理

青果流通業界を トータルサポートする 農経新聞社



青果物流通の週刊専門紙「農経新聞」の発行をベースに
様々なサービスの提供で青果流通業界に貢献します！



講師派遣

全国で講演実績が豊富な代表取締役社長・宮澤信一が、最新事例紹介や経営者の意識改善など、現場に即した話題を提供。
「学識経験者の講演では満足できない」「現場の社員にも聞かせたい」というニーズにお応えします。専門分野を持つ提携コンサルタントの派遣も承ります。



ネットワーク

2008年から参加者限定の会員制ネットワーク「青果流通業者交流会」を主催。年4~5回の市場や産地等の視察研修により最新事例を学ぶとともに、会員同士の交流を促し、発展に寄与します。



営業研修

大手青果流通業で20年近い営業経験を持つ当社提携・青果流通コンサルタントの本田茂氏が、営業社員へのスキルアップ研修、さらには人材を育成できる体質に会社組織を変革するまでの工程を提案します。



事業承継

事業承継の専門家集団「CRC企業再建・承継コンサルタント協同組合」が、次世代への承継に悩んでいる青果流通業者に様々な事業承継手法をアドバイスするとともに、再建が必要な場合は親身にサポート。
大手コンビニエンスストア本部での経験が豊富で、青果仲卸とも接点が多い当社提携コンサルタント・吉田雅巳氏（中小企業診断士）も連携します。



労務管理

当社提携の特定社会保険労務士・内川真彩美氏（いづどり社会保険労務士事務所代表）が、中小青果流通業者がおるそかにしがちな雇用・就労など労務管理の基本をアドバイスするとともに、労働基準局からの指摘が多いポイントなども指南します。

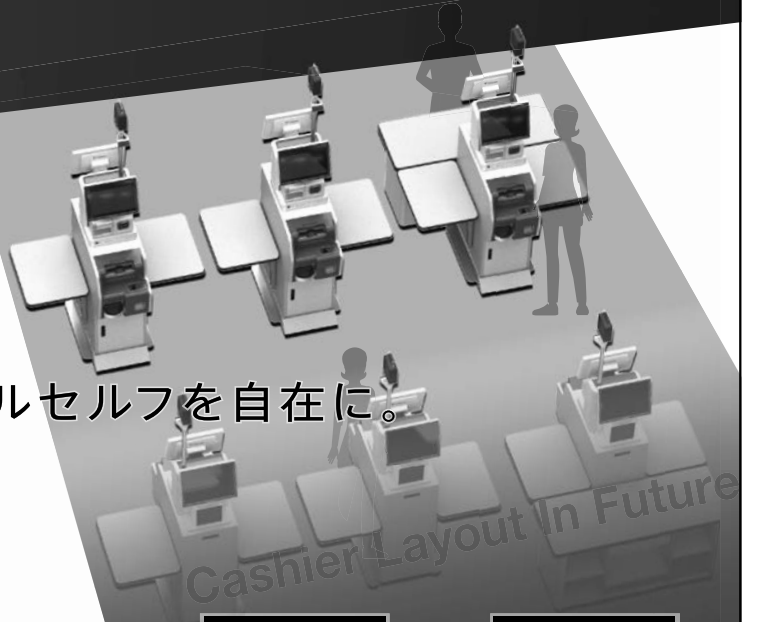
■お問い合わせは

株式会社 農経新聞社

〒141-0031 東京都品川区西五反田 1-27-6 市原ビル 9F

TEL 03-3491-0360 <https://www.nokei.jp>

セミセルフ、フルセルフを自在に。



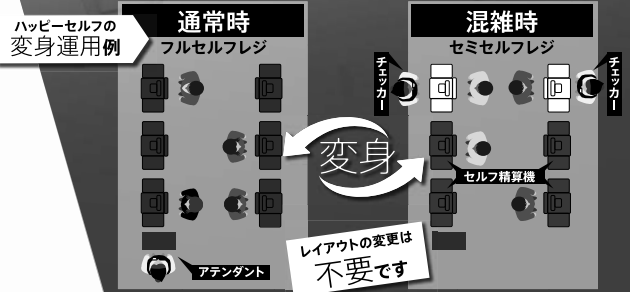
MappySelf ハッピーセルフ (Web3800) / Web3800T

セミセルフレジ・フルセルフレジ・対面セルフレジの3つの機能を搭載した、マルチセルフレジです。状況に応じて「セミ」・「フル」の機能を変えることにより、人手不足への対応やチェックアウトのさらなるスピードアップを実現。時間とスペースを効率的に使いたい店舗の抱える課題を解決します。 ※「HappySelf」は株式会社寺岡精工の登録商標です。

新しい常識を創造する

株式会社 寺岡精工

お客さま窓口 平日 9:30~17:30
0120-37-5270
www.teraokaseiko.com



JA集出荷システム

JA と生産者をつなぐ情報発信ツールとしても利用いただけます
伝えるを効率化! 人件費と経費を削減する、スマートな JA コミュニケーション

- 1 JA 担当者がお知らせを作成
- 2 生産者へ配信

市況
講習会のお知らせ
収穫時の注意についてなど...



既読状況の確認や
アンケートの実施も可能!



普段お使いの LINE から
確認可能です



資料請求・お問い合わせ >> contact@agripoint.jp

まずはお気軽に
お問い合わせください。

詳しくはこちらから



流通・マーケティング専門の研究情報誌



流通情報

The Journal of Marketing and Distribution

ISSN:0389-7672 (冊子版) 2433-9784 (電子版) / 1967年創刊



●○○最新号特集 ポスト物流2024年問題●○○



○コンテンツ○

- **ポスト物流2024年問題**
 - 国土交通省 物流・自動車局 物流政策課
 - **トラック会社における物流2024年問題への対応—運賃実態および運賃交渉を中心に**
 - 久保田精一(合同会社サプライチェーン・ロジスティクス研究所 代表)
 - **ポスト物流2024年問題を解決する自動化技術のトレンド**
 - 井上文彦(株式会社NX 総合研究所 リサーチ&コンサルティングユニット4)
 - **物流標準事業所コード活用に関する一考察**
 - 飯島溪(公益財団法人流通経済研究所 研究員)
 - **インタビュー SM物流研究会の取り組み**
 - 渋谷剛(SM物流研究会/株式会社ライフコーポレーション 首都圏PC・物流本部 本部長)
 - 聞き手 田代英男(公益財団法人流通経済研究所 サプライチェーン部門 部門長/上席研究員)
-
- 視点 顧客志向のパラドックスと納得経営**
- 金雲鎬(中央大学 戦略経営研究科 教授)

研究情報誌『流通情報』

- 流通・マーケティングの注目すべきトピックを深掘り●当研究所研究員や有識者による調査研究レポート●研究所の研究報告、業界動向●流通関係統計●流通・マーケティングの視点から抄録した記事●小売経営者インタビュー(不定期)●欧米トピックス

○年間購読料：33,000円 (+オンラインアクセス権)

○隔月刊：年6号発行

○A4判/約80~100ページ

お問い合わせ

公益財団法人流通経済研究所 資料室

E-mail : lib-member@dei.or.jp

T E L : 03-5213-4535

○購読お申し込み

流通情報

検索



編集後記

- ▶ 第2回生鮮取引電子化セミナーを開催し、「物流に関する政策の動向」について、農林水産省の原田課長にご講演をいただきました。内容は大変興味深く、参加者の皆様からも大好評でした。この場を借りて改めて御礼申し上げます。なお、当日のアーカイブ動画のリンクを当方のサイト (<https://www.ofsi.or.jp/kyougikai/rireki/>) に掲載しておりますので、お見逃しの方は是非ご覧ください。
- ▶ ジャスタコンサルティングの石田代表による連載は今回が最終回です。今回のテーマは「食料システム法の施行と生鮮EDIの役割」。最終回に相応しく読み応えのある内容となっておりますので、是非ご一読ください。
- ▶ 当協議会の令和8年度 第1回理事会及び通常総会を6月9日（火）に開催することとなりました。今回もオンライン併用のハイブリッド形式とし、当日は今年度（令和7年度）の事業報告と来年度（令和8年度）の事業計画をご説明させていただく予定でございますので、是非ともご参加願います。

（トンボ）



生鮮品輸入商社様向け
フロント業務に特化した
エッジリッチなソリューション

荷割システム



パーソナル情報システム株式会社



パーソナル情報システム

検索

TEL:03-6880-7211
Email:marketing@pjs.co.jp

こんなお悩みありませんか？



日次の売上報告が
個々の管理になっていて
集計に時間がかかる

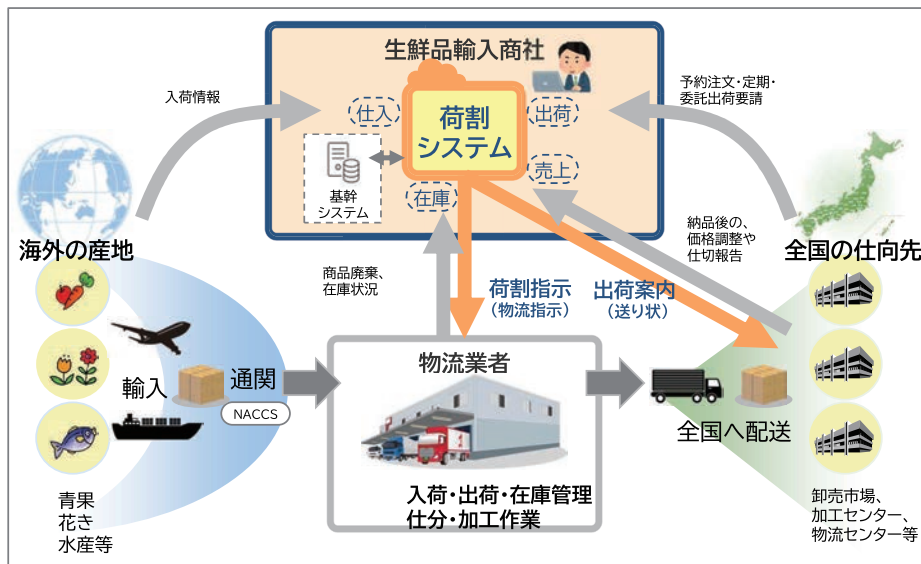
業務が属人的になってしまい、
事業継続に課題がある

Excelが横行していて、
なかなか離れられない

在庫把握が
手台帳・アナログになっている

物流指示書が煩雑で、
紙で作っていて手間が多い

荷割システムで解決！！



生鮮取引電子化推進協議会会報

第111号 令和8年3月発行

発行所 生鮮取引電子化推進協議会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町
3丁目4番5号 第1東ビル6F

(公財)食品等持続的供給推進機構内

TEL: 03-5809-2867

FAX: 03-5809-2183

発行責任者 事務局長 佐南谷英龍

印刷所 株式会社 キタジマ